

平成24年9月

中札内村議会定例会会議録

平成24年9月14日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 農業委員会会長 山田英雄君
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 大和田貢一君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 片山勇一郎君 書記 深田三恵君

◎議事日程

日程第 1

諸般の報告

日程第 2

一般質問

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年9月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第1、諸般の報告をします。

閉会中における委員会の活動について、産業常任委員会から、農作物作況調査が終了した旨の報告がありました。

ここで委員長の報告を求めます。

中井産業常任委員長。

（中井康雄産業常任委員長登壇）

○産業常任委員会委員長（中井康雄君） 平成24年度、産業常任委員会農作物作況調査。

産業常任委員会は、村農業委員会及びJA中札内村との合同により、主要農産物の作況調査を実施したので、次のとおり報告いたします。

記。

1、調査日時。

平成24年9月3日、月曜日、午前7時30分より。

2、調査事項。

本村の基幹作物である豆類、てん菜、馬鈴薯の作柄を調査した。

3、調査参加者（議会）。

産業常任委員5名、事務局1名。

4、経過。

午前7時30分に農業管理センター前に集合し、村農業委員会、JA中札内村の参加者と共にマイクロバス2台に便乗して、共栄地区、南常盤地区、西札内地区の3地区の圃場を回りそれぞれの作柄を調査した。

午前9時に調査を終え、農村環境改善センター2階大集会室において、農協職員から今年の各作物の事前調査の説明を受け、作況の集約を行った。

5、調査結果。

本年は、春先の悪天候のため播種作業が大きく遅れ、特に馬鈴薯、てん菜に湿害の影響が生じたが、その後の好天候により豆類も含めて順調に経過している。

小麦については、収穫時の長雨により品質の低下等も心配されたが、きたほなみの品種になってからは、質、量共に最高の収穫となった。

枝豆においては、すでに収穫が始まっているが、高収量が期待できるとの報告を受け、今後の推移を見守って行きたい。

以下、各作物の今年の状況を次の通り取りまとめた。

(1)、豆類。

豆類は、一莢内粒数、莢数ともに多いが、菌核病や灰色かび病及び倒伏も一部に見られる。

今後の天候により品質は左右されるが、予想収量は平年を上回るものと予想され、特に大豆、小豆に関しては平年を大きく上回ると予想される。

(2)、てん菜。

本年の直播栽培は前年より増加し230.33ヘクタール(全体の21パーセント)で、草丈、根周とも平年を上回り、圃場や地域差もなく生育は良好である。

予想収量は直播との加重平均から見ても、平年を上回ると予想される。

(3)、馬鈴薯。

①澱原馬鈴薯は、植付からの生育は良好に経過し、茎長は前年並みに長く茎数は同程度にある。

病害の発生も少なく、いもの肥大及び澱粉価とも順調で、いも数はやや多く、予想収量は平年並みと予想される。

②食用馬鈴薯は、いも数は多く、平均1個重は軽い傾向にあるが前年並みの収量と予想される。

一部にそうか病が見られ、規格内収量については圃場差がある。

(4)、牧草、デントコーンについては、ともに平年並みの収量を見込んだ。

以上のことから、予想反収を別表の通り集約した。

豆類、てん菜については平年を上回り、馬鈴薯は平年並みの予想となったが、今後の天候など推移を見守っていく必要がある。

村の特産物である枝豆については、収穫の真っ最中ではあるが豊作を予想している。

次のページに、調査結果に基づく収量予測結果集約表を載せてございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わらせていただきます。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋和雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いをいたします。

順次、質問を許します。

通告順により、6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、質問をさせていただきます。

電力不足対策と今後の取組みについて。

今年の夏、政府と北海道電力社は「泊原発の停止や発電所の事故が重なり、電力需要が不足するなど万が一の場合が想定される」として、計画停電の可能性も想定して幅広く節電を要請しています。

また、北海道の電力需要は、夏場より冬場の電力需要が大きく、冬場の電力不足の懸念もされているところです。

この度の節電要請は、道内最大電力使用2010年の同時期平均に比べ7パーセント以上の目標を要請しています。

なお、計画停電の可能性期間は7月23日から今日の9月14日となっております。

そこで、企業や一般家庭など幅広く節電を実施されていると思われます。

役場庁舎・公共施設なども節電を実施されていると承知しています。

電力不足問題は国民の暮らしや経済、産業活動に大きな影響を及ぼす可能性があるので節電が求められていることから、次の点について伺います。

一つ、役場庁舎・公共施設などの節電実施内容とその効果について。

2、北海道の電力需要は夏場より冬場が多いので、9月から国道の街路灯2灯のうち1灯を消灯して節電を行うとの報告がありました。

それに対する節電効果の予測と節電拡大の考えについて伺います。

3番目、今まで、街路灯・防犯灯を省エネ灯に取替える事業を実施してきました。

その効果についてもお尋ねいたします。

4番目、二酸化炭素削減を目的として始められた自然エネルギー利用は、本村も国の政策に合わせ、住宅太陽光発電設備の助成を行い推進しています。

今年度は、電力不足の不安もあってか設置者が多い状況です。

本村の太陽光発電設置推進効果と今後の課題について伺います。

次の質問は、事前に質問をしないことを伝えてありますので、質問はいたしません。

次に、災害に強いと言われている太陽光発電設備を、公民館・中学校のそれぞれの改修時期に合わせて設置の考えについて。

以上、質問をいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 電力不足対策と今後の取組みについてであります。1点目の、役場庁舎・公共施設などの節電実施内容とその効果ですが、北電からの7パーセント以上の節電の要請に対し、7月から9月までの期間で実施している内容を申し上げます。

役場庁舎事務所・会議室の照明は、蛍光灯に個別の紐スイッチを取り付け、点灯は必要最小限とし、昼休み時間は窓口等を除き消灯。

出張、外勤などでパソコンを3時間以上使用しないときは電源を切る。

クールビズの実施、アサガオによる緑のカーテンの設置により、ボイラーの送風を使用しない。

自動ドアの内側を開放し作動させない。

職員はトイレのエアータオルを使用しない。

水曜日ノー残業デーの徹底と金曜日を追加。

などの取組みを行っています。

効果ですが、まだ1カ月分の支払い実績しかなく、データとしては十分ではありませんが、平成22年同期との比較で、全体で16.3パーセント減少しており、目標以上の節電につながっております。

北海道では、12月から2月にかけて電力需要がピークとなり、北電からは更なる節電の要請があることから、10月以降、公共施設照明器具のLED化や、暖房の運転時間を減らすため、ウォームビズ、ひざ掛けの使用奨励、窓用断熱資材の使用により、暖房の温度設定を下げ、運転時間を減らすことなどを検討しております。

2点目の、国道の街路灯の消灯ですが、9月に入ってから一部で試験的に実施しておりますが、街路灯の消費電力、電気料金に係る効果は大きいと考えております。

1灯当たりの消費電力削減量は月に198キロワットで、電気料金は定額で月額1,40

0円から1,500円の削減。

68基ある国道の2灯共架型街路灯のすべてを1灯消灯した場合、消費電力の削減量は1か月当たり推定6,730キロワットで、電気料金の削減は9万5,000円、年間では約8万800キロワット、114万円の削減と試算しております。

国道以外への拡大ですが、共架型のものについては可能であると思いますが、1灯式では消灯すると街路灯間隔が2倍の距離になるため、交通安全・防犯の観点から、すべきではないと考えております。

3点目の、街路灯・防犯灯を省エネ灯に取り替えたことの効果についてですが、平成21年度から23年度までの3年間で、147基の水銀灯を省エネ灯に交換しています。

平成21年度は47基を100ワットから50ワットに、22年度は60基を250ワットから140ワットに、23年度は同じく40基を交換しております。

147基の年間削減効果は、消費電力で推定約5万3,000キロワット、電気料で約72万円の削減となっております。

決算を見ましても、街路灯防犯灯の電気料は、料金の単価の変動はあるものの、平成23年度は925万円で、交換前の20年度の決算額993万円と比較して、68万円減少しておりますので、明らかに効果が表れております。

4点目の、太陽光発電設置推進効果と今後の課題についてですが、平成21年度から補助を実施していますが、これまでの実績は21年度5件、22年度4件、23年度10件で、合計19件となっております。

24年度に入って、すでに16件の申し込みを受け、更に問い合わせがあるなど、村内における住宅用太陽光発電システムの設置は、急激に伸びております。

これは、買取制度の拡充と、国の補助に加え、さらに厚く村が単独で補助していることも要因ではないかと考えております。

設置推進効果ですが、設置者を対象としたモニター調査によると、電気代が大幅に減った、かなり減ったというのが大半で、年間の売電収入が10万円から20万円見込まれるほか、設備投資に係る資金の回収年数についても、国と村の補助を活用して10年から15年程度との結果も出ています。

また、設置者からは、「家族で節電を心がけている。」「不要な電灯はこまめに消すようになった。」との声も多く聞かれ、地球温暖化対策や光熱費削減効果だけでなく、家庭内における節電や省エネに対する意識や行動の変化という効果も表れているようです。

今後の課題としては、普及の目標設定をどうするか、奨励策として実施している補助をいつまで行うかなどの検討とともに、電力供給量の見通しや民間の再生可能エネルギー開発の状況、電気事業者の買取価格の変動、設備設置費用の低減、将来の設備の更新など、動向を見極める必要があると考えております。

6点目の、公民館、中学校への太陽光発電の設置ですが、公民館については、太陽光発電設備設置のために建物の補強が必要になり、改修費が増加する可能性が懸念されます。

中学校は、補助制度があり、設置に対する特定財源を確保できる見込みであることや、生徒への環境・エネルギー教育に資することが期待できます。

再生可能エネルギーの普及は重要であると考えていますが、民間事業者によるメガソーラー発電所の建設が活発に行われてきていることや、自家発電設備の設置に対する補助制度が創設されたこともあり、今後の電力の需給動向、再生可能エネルギーの買取制度や施設設置に対する補助制度等の動きを見極めるとともに、財源の確保ができるかどうかも含

め、調査検討したいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目の役場庁舎ですとか公共施設などの節電の、今年行われた節電の内容については理解いたしましたし、役場の庁舎でも公共施設でもそうですけれども、電力消費の大きいクーラーなどありませんので、そういったものがないということでは、節電するための努力が大きかったのではないかと思いますので、そういった点で、皆さんが工夫されて、電力節減に向けて努力したという成果が節電のパーセントでもありますように、全体で16.3パーセントが節電できたということで、成果があったのではないかと評価いたします。

それで、このことのちょっと気になる点ですけれども、クールビズの実施ということではなくて、アサガオによる緑のカーテンの設置ということで、緑のカーテンをとということで、アサガオが植えられておりますけれども、あのアサガオの選定がちょっと私的には問題があったのかなと思います。

あのアサガオについては、いろいろな種類がありまして、今植えられているのは2種類ありますけれども、向かって右側の奥の方にあるところには、威勢良く成長しているのですけれども、反対側の中央玄関の辺りのアサガオについては、ちょっと品種が、ちょっと今あの品種は新しい品種ではないかと思うので、もうちょっと生育が旺盛な品種を選べばもうちょっと効果があったのかなと、たまたま私、花に対して興味があるものですから、そういうことをちょっと思ったので、まずはそのことについて研究していただければいいかなというように思います。

また、冬についても、まだ電力が不足するということが、今盛んに報道されておりますので、冬に対しても節電が必要になると思いますので、また一層の工夫をして、節電するよう心掛けていただきたいと思います。

そこでもう一つ、この節電に対して効果があるというか、一般的に言われているのは、冷蔵庫ですとか洗濯機ですとか、今まで従来古いタイプのもものは電気料が大幅に必要だということで、省エネタイプのもものがいろいろ出されておりますので、各施設でそういったものがあるのであれば、そういった見直しの必要もあってもいいのではないかなというように思っております。

そういったことで、1点目については、節電効果があったことに対する努力が伺われるので良かったかなと思いますけれども、それに対して何か意見がありましたらお願いします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） アサガオの話ですけども、それぞれ職員が課の中で検討して、そのアイデアから生まれて、取組んだこと、私もすごくうれしく思っていたのですが、品種のことまで、なかなか知識なかったのかなということで、それなりの効果は、数字ではなかなか現れないのですけども、ある面はそういうアイデア、いろいろ出し合って、この節電やったということの評価を片方で私はしているものですから、ちょっとそのお話をさせていただきました。

次年度以降は、品種のことも十分調査して、私も見て、どうしてこんなやつあるのかなというのは直接感じますので、その辺はまた勉強すればできることかなと思っています。

あと、いわゆる省エネタイプの洗濯機、冷蔵庫、特定のところでしか使っておりません

ので、全体としてどれぐらいあって、古いタイプとその省エネとすることによって節電が、実は調査はしていないものですから、少しそのことも。ただ買い替えるなりやるということはお金もかかる話なものですから、どこまでやり切れるかも含めて、かなり目標数値より上回っているからいいということはないのですが、その辺もちょっと参酌しながら判断したいということで、ご意見として受け止めたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それから、1点目で、冬に対する節電に対して、公共施設の照明のLED化が10月からなされるということで、今定例会の補正にも出てきて、照明の取替えということがありましたので、これからその照明に対する効果が期待できるものかなというように思いますけれども、そういったLED化に照明を取替える効果というのは、例えば、試算、大体およその予測で試算されたか。されているとしたら、今どれぐらいLED化の照明に取替えることによる試算数があれば教えていただきたいということが思います。

その次に、2点目のことなのですが、このことについては、街路灯の消灯をすることによって、本当に多額の節電効果があるなということで驚いているところなのですが、このことについては、まだまだ中札内には取替えていない街路灯もありますので、今全体の、前回、報告がありました平成21年度には47基、平成22年度は60基、平成23年度には40基と交換してきております。そのことは私も承知しておりますけれども、このことに対する節電が、今、報告されたわけですが、まだまだ中札内には全体として650基ほどあるということを知っておりますので、そういったことを進めることによって、この節電効果がまだまだ期待できるというように思っておりますけれども、この節電に対して、この防犯灯・街路灯などをどのような段階で取替えていくかということについてお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 今回の補正予算で計上しました公共施設七つのLED化ですが、それぞれ施設の中でも使う部屋によって使用時間がなかなか一律でないということもありまして、全体として取りまとめているものはございません。

個別には出しているところもあるかもしれませんが、全体で節電効果が何キロワットアワーということまでは取りまとめておりません。

街路灯ですが、およそ700基ほどあるうち、すでに23年度まで147基を取替えておりまして、本年度が30基、来年再来年と70基の予定をしております、現段階ではそこまでの計画しかございませんけれども、省エネ灯も年々新しいものが開発されて、従来、これは取替えないと思っていたものについても、例えば、中札内独自のデザインのものがあるのですが、それらについても、いわゆる電球だけを取替えるようなものが出てくれば、容易に安価で取替えられることにもなりますし、デザインについても活かされるということになりますので、それについては今後検討をしていく必要があるかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それはたまたま、今、試算した中で、今取替えた中での試算だったので、この効果が大きいということがはっきりわかったので、進めるべきだし、今、私が試算したところによると、全体700基ぐらいある中で、今取替えたのは、パーセント

でいくと27、8パーセントかなというように思っておりますので、そのことについても効果がはっきり出ているということなので、進めていってほしいと思います。

ほかの町村なども見ますと、この効果が大きいということがはっきりわかっていることによつて、取替えを全て行うという町村も出てきておりますので、そのことを進めるべきと私は思っております。

2点目と3点目が大体同じ内容で質問いたしましたので、次に、4点目の太陽光発電設置推進効果と今後の課題についてということをご質問いたします。

先ほどの答弁の中で、効果が高いというアンケート、モニター調査の中からはっきりとわかったということが示されました。

私もそのアンケートの内容をちょっと見せてもらいましたけども、ここの報告通りに本当に設置して良かったというような声が大きかったこと。

また、節電にも、50パーセントから70パーセントぐらいは節電できたというようなこともありますし、省エネに対する意識も向上したというような内容を見ることができましたのですけれども、まだまだこれについても課題が多く、設置費用も高いということも感じておりますし、例えば、モニターの意見の中にあつたように、パネルに雪が積もるといふようなこともちょっと懸念されておりましたし、冬の発電量が少ない。それはたまたま日照時間が冬は少ないし、そういったことも影響しているのかなということがありますけれども、課題もあることはありますけれども、それよりも効果の方が大きいという利点があるということ認識して、これからに対しても進めるべきだと思います。

前回の佐藤議員の質問でもありましたように、このことについては、ぜひ進めるべきという佐藤議員からの意見があつたということもありますが、私も国の補助がこれからどうなるかなということに対して、村もその補助がなければやっていけないということになるのかなというようにも考えますけれども、やはり皆さんがこのようにして、付けて良かったという、効果も高いということの結果ですので、進めていただければというように思いますし、国がこの助成に対して、これから縮小するようであれば、もう少し、やはり縮小でなくて拡大するように進めてもらうことを期待するものですが、そのことに対して意見をいただきたいと思つています。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 少し、6点目のいわゆる公共施設へのところもちょっと関連したような答弁になるかもしれません。

今、ご質問の中にあつたように、6月に佐藤議員からも質問を受けて、ちょうどそういうふうには思つていたら、今日決まるのですかね。

国において、新たなエネルギーの環境戦略、いわゆる原発30年度にはゼロにする。いわゆる再生エネルギーを活用していくという基本方針が何か新聞ニュースで出ました。

私もずっとそれに近いことを申し上げたつもりでいたのですが、この問題というのは、今、現象として、いわゆる削減なりつくるなりということ、原発含めて平常時からやってきたことに否定をするものではないのですが、今回、3月11日にあつたことが起きて、今、原発が止まって、1カ所動いているのでしょうか。その状況の中で、国としてこのエネルギー政策どうするのかということが、今ようやくモワーっと出てきて、その中において、では、何によつて確保していくのかと。

そしたら当然、今やっていることがもう中心になるのですが、地方公共団体として、その中において、ちょっと横行きますけど、民間においてメガソーラーも発電の不足分を、

いわゆる経営として成り立つ、買取価格が成り立つだとか、いろんなことが今動いて、すごい勢いでやっている中で、戻りますけど、地方公共団体が何をしなければいけないのかということのいわゆるスタンスがなかなか決めづらい状況にあって、6月にもちょっと歯切れの悪い答弁をさせてもらいました。

それと、そのことが、私別に評論家でないのでそのことを言う必要ないのかもしれませんが、現状でやればやるほど、企業付けられる方の助成というのはその段階で終わりますけども、いわゆる買取を、北海道で言えば北電がやったものは、いつか、いわゆる皆さんで返すことがどう位置付けられるのかというをやっぱり国全体で示していただかないと、現象として、うちの村だけがいいとか、そういうことにはなかなかならないので、公共施設も申しわけないですけどちょっと歯切れが悪いというのはそういうことです。

保健センター、今、試験的にやっていますから、そういうもの含めて、今後、その辺がもう少し見えて、村としてきちっとこうすべきでないかというようなものをきちんと組み立てた中で、助成の話、国が止めたらどうだこうだという話になっていくかもしれませんけど、その中で、やっぱりスタンスを決めるべきと、こう考えておりますので、現時点で、やってきていることは何もその通り、ご質問のご意見の通りだというふうに思っているのですが、もう少し見極める必要があるかなというふうに、今考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今、村長がおっしゃるとおりと私も理解しております。

やはり国も本当に2030年度までに原発をゼロにするという考えを出しましたけれども、では、どうやって原発ゼロに向かうのかという中身がはっきりしていないのかなと思いますけれども、やはりそういう、私もやはり、原発は早い時期にゼロにすべきだというような考えを持っておりまして、やはりそれに対して、国が示すだけではなくて、村独りでもやれることをやって、その原発ゼロに向けて早く進むような方向が必要だと私も思っておりますので、ぜひ、国の政策を注視しながら、国に要請することは、こういうことをすると、例えば、地方でも協力してもらえるので、原発ゼロになっていく時期が早まるのだというようなことも国に要請しながら、そういったことを進めるべきだというように思っておりますので、その点についてはよろしくお願ひしたいというように思います。

それでは、最後に、6点目の公共施設、特に今回、公民館ですとか中学校の改修が迫っております。

そのときに、併せて太陽光発電を設置してはどうですかということに対して、今、先ほど村長の説明にあったように、国の補助制度もどうなるのかなということ、併せて設置をする考え方が変わってくるのではないかというように思っております、答弁にもあるように、中学校には教育の観点からも設置するというような可能性もあるのかなというように私は受け止めたのですけれども、そのことに対して、では、補助金が確定したら、こういうことに取組むのだというはっきりとした考えがあるのであれば、教えていただきたいと思ひますし、公民館についても費用がすごくかかるから、ちょっと断念せざるを得ないのかなという受け止め方をしたのですけれども、公民館については、上札内地区としては重要な位置であって、災害があったときは、あそこは避難場所として設置、位置付けされているところですので、そこがやはり住民が安心して避難して、一時的にでも暮らせる、避難できる場所であることが私重要だと思っておりますので、費用はやはりかかるということは、私もそう考えられますけれども、ただ費用だけではなくて、そういった住民の安心安全を守るためにも、あそこにはそういった設備を整えるのが私は必要では

ないかと、そのように思っておりますので、そのことについてお答え願います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 中学校の改修と公民館の改修が今近づいております、中学校に関しては、先般、中学校の大規模改修検討委員会という組織を、教育委員会、学校、保護者含めて立ち上げて検討を進めています。

そういった中では、当然こういった自然エネルギーの活用ということも大きなテーマにはなってくると思いますし、学校では環境教育ということでの位置付けもあり、国の補助の制度もございます。

そういった意味でも、どちらかを見ると前向きに取り組んでいきたいなというふうには考えておりますけれども、今後、皆さまの意見を伺いながら、決定に至るかどうかというのは、意見をもらいながらということになっていくと思います。

公民館の方も地域との話し合いの中でも、太陽光の導入についても意見いただいておりますので、今月、設計発注になりますから、そういった中でも少し内容を詰めながら、検討を進めて、地域との意見交換をしながら進めていきたいと思っております。

今のご意見にもあったとおり、省エネだけではなくて、災害時の対応として、太陽光というのが、停電時に活用できるということのメリットもありますので、そういった観点も含めて検討をすることにはなるのですけれども、7月から発電の売電方式が大きく変わって、公共施設の中で設置することが、詳しくは言いませんけれども、結果的に電気を使う利用者の負担が増えるというようなことにもなるものですから、本当に公共が率先してそういったエネルギーを大きく発電しながら進めていくということがどうなのかなというちょっと懸念もあります。

ですので、そういったことのデメリットの部分も十分に考えながら進めていくということが必要だと思っておりますので、そういった良いところ、悪いところを含めながら、十分に検討して設置の可能性については検討していきたいというふうに思います。

あと、災害時の対応については、太陽光発電のメリットはあるにしても、別な手段もありますので、そういったことの比較しながらということも必要ではないかというふうには考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） これからいろいろと検討して、設置委員会などとの相談の中で決めていくということでありましたけれども、やはり、その中で必要だし効果的だということをきちんと皆さまに理解していただいて、その会議を進めることによって、皆さんも納得して、設置した方がいいのではないかと方向にいくのではないかと思いますので、そういったメリット、デメリットをきちっと説明していただいて、設置する方向にいただければなと思っております。

それで、先だっの報道にありましたけれども、広尾町役場がやはりこの太陽光発電設備を整えるということがありました。

それはその設備に対する費用については、全額補助金でできるというような内容であったので、私もこの、今政府がやろうとしている原発ゼロに向かっては、やはりこういう補助金の対象がいろいろとこれから出てくるのではないかと思いますので、改修にあたってもそうなのですけれども、これから、この役場庁舎でもどこでもいいのですけれども、そういったところにもやはり設備をして発電をするというような方向があればいいなという

ように思っておりますので、例えば、補助金に対する研究もしっかりとして、そして、効果的な費用で建設ができることを願っておりますけれども、その補助金に対する、今の段階での国から出ていることで何かありましたらお聞かせいただきたいのですけれども。

私はまだまだこれから自然エネルギー、再生エネルギーに対する国の補助金は大きくなるというように考えておりますけれども、そういった点ではどのようにお考えになっているでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 広尾町の補助金の関係わかっておりましたら。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 補助制度ですけれども、環境省から各都道府県に、各都道府県が基金を設置する。その原資は環境省、国から来るのですね。

その基金を活用して、市町村あるいは民間の事業者が再生可能エネルギーなどの導入をする場合に補助が出るというのはあるのですけれども、その程度の知識しかまだなくて、十分研究しておりませんので、今後、調査研究して、該当になるような事業、その事業が該当になるようなものであれば申請していきたいと考えています。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

広尾町のその補助金というのはわかっていません。ということです。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、これからの対する本当に先ほども言いましたように、補助金などはこれから変わっていくというように私は思っておりますので、これからこのことについては十分勉強していただいて、これからの施設なり個人住宅の設置なり、そういったことに大きく影響してきますので、研究をしていただいて、今後のこの再生エネルギーの取組みについて、我が村でもこのことについては十分進めていっていただきたいというように思いますので。

これを希望いたしますして、私の質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

次に、2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） では、聞きづらい声だと思いますが、お許しいただきたいと思えます。

すみません。風邪気味なもので。

高校修学助成制度の継続について。

中札内高等学校の募集停止・閉校に伴い、道の施策として実施されてきた高等学校生徒遠距離通学費等補助制度が、募集停止後5年間という期限を迎える中で終了しようとしています。

さらに、村独自で実施している高等学校修学に係る助成金給付も、平成25年度をもって終了します。

学費や教育費の家計に対する負担を軽減するこれらの助成制度は、今の厳しい経済状況下において、お金の有る無しで子どもたちの進路が左右されるようなことを防ぐ上でも、教育を受ける権利が保障される上でも重要です。

したがって、道に対して補助制度の延長を求めるとともに、村独自の修学助成制度の継続も必要であると考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 高校修学助成制度の継続についてであります。本村における

高等学校修学に係る助成金給付制度は、中札内高等学校の募集停止となった翌年度の平成18年度から実施をしております。

その目的は、中札内高校の閉校により、村内での通学の選択が無くなったことによる保護者負担の激変緩和措置としてのもので、5年間を期限として創設いたしました。

その後、第5期総合計画後期基本計画策定の際、社会的経済情勢を考慮し、計画内で高等学校教育の充実施策として位置づけ、基本計画施策期間の平成25年度まで延長し実施をしてきております。

しかし、この間、国の施策により公立高校授業料無料化や私学授業料補助制度の創設により、大幅な保護者負担の軽減が図られたという教育環境の変化がありました。

また、中札内高等学校閉校に影響されない村外通学者も対象となる本来の目的を越えた拡大事業となっている実態もあります。

これらのことから、義務教育を終えた保護者責任による教育環境激変に対応する準備期間として制度化した創設時の目的どおり、平成25年をもってこの制度は終了する考えであります。

なお、北海道の遠距離通学費等補助制度の延長に関するご質問ですが、この制度は平成20年度から新たに創設されたもので、中札内高等学校の募集停止により影響を受けた保護者・生徒は、該当事業になっていないことを申し添えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、再質問させていただきます。

国の政策によって、保護者の大幅な負担減となったということも十分私も承知しております。

さらには、閉校に影響されない村外通学者も対象となっているということで、考え方は理解いたしました。

それでもやっぱり、これまでも利用者がいたわけなのですよね。

昨年も一昨年も助成金として村は出していますから、利用者はいたということであれば、やはりそれがなくなったことによる保護者の負担であったり、家計への負担というのは、少なからず今後出てくると思います。

激変緩和措置でやられてきたことですが、今の経済状況下においては、やはりその家計への負担というのは、5年経とうが6年、7年経とうが、経営危機の状況を見るとなかなか望めない。やはりそこはぜひとも続けていっていただきたいというのが私の意見でもあります。

そんな中で、道職員の40歳代男性の平均給与というのが600万円であるというのが、以前報道されたと思うのですが、ボーナスなんかも考えると、月40万円そこそこの給料だと思うのですよね。

これは私自身、決して高い給料だとは思いません。

民間になると、それがさらに給料水準は低くなるわけですから、そんな中でやっぱり、近年、学費に対する家計への負担というのは本当に大きいものがあると思います。

40歳代というと中学・高校、そして大学に通わせる子どもたちを本当に抱えている年代でもありますし、ちょっと余談になりますけども、私立の高校・大学に通わせると、今、学費だけで900万円かかるそうなのですよね。

そういった点でも本当に学費に対する、今、家計への負担というのは本当に大きいものがあると思いますが、その辺の認識について、見解をお聞きしたいと思うのですが、

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 確かに給与等も含めて、一般論として厳しくなっているという現状は私もそれは感じ取ることはできます。

ただ、それは千差別々でありまして、いろんなタイプといいたいまいしょうか、形の家族、家計が私はあるというふうに思います。

ただ、基本的な考え方としては、私はやはり義務教育ではない高等学校というのは、自らが選別して行くものだと私思っております。

これは義務教育と全く違うところでありまして。

そういう中によって、公がすべてそういうことの援助に全部すべてをかけていくということは、私はちょっと一部否定をしたいと。

それは佐藤議員とちょっと考え方は違うのかもしれませんが。

ちょっと例が当てはまるかどうか分かりませんが、本州のある方では、運動会に手をつないで徒競走でみんな一等賞だという考え方に私は立ちません。

それぞれの家庭は苦しいところもあるでしょうし、ある程度余裕のあるところもあるかもしれません。

しかし、それは、私、教育的な観点からすると、そういう厳しい中でも何とかして子どもが行きたい高校にやっぱり家族ぐるみで行かせてやると。親は何かを削ってでも行かせてやるのだというそういう取組みという、絆といってもいいかもしれません。

そういうところで私は生まれてくると思います。

私も個人的に申しわけないのですが、こんなところで言うことではないかもしれないけども、高校に行くにしても大学に行くにしても、父親の前でお願いだから行かせてくださいと、私、お願いした経緯があります。

これは今、私は感謝につながっております。

こういうことが、やっぱり教育的なものとしてやっぱりあるのではないかと思います。

だから、やっぱり義務教育でない、いわゆる選抜の高校のそれ以上の教育に関しては、その辺というのは、やはり教育的配慮からやっぱり考えなければならないと私は思っていますので。

それは困った人には、いろんな形で手助けはして支援していかなければならないというのは私も共通項ですけども、義務教育と違うのは、そこを明解にしなければいけないと。

そうしないと、何もかにも全部ということになってきます。

そこは明解にしておかないと私はいけないと思います。

もう1回言います。

困った人にはいろんな形で支援していくというのは、これはいろんな方法であると思いますが、全部、一般論として支援をしていくのだ、助成していくのだという考え方には、私は基本的に違うというふうに思っていますので、そこだけは明解に述べておきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 私自身もお手をつないで、今、順位を決めないという運動会もあると。それについては私自身もやはり疑問は感じるところです。

その以外のところでは、やはりちょっと意見が合わないのかなというのがあります。

確かに高等教育は義務教育ではないですけども、事実、これまでこの何年間かこのよう

に高校生に対しての助成を行ってきたという点で見れば、ぜひ続けていっていただきたいというのが私自身の意見でもあります。

確かに義務教育ではないというのも一理ありますけども、本当に今の厳しい経済状況においては、通わすことを断念する家庭も生まれてくるということが十二分にあることは考えられますので、それで、通学費に関して言えば、中札内帯広間で1カ月定期で2万5,000円ぐらいなのです、約。2万5,000円、ちょっと端数は出るのですけども。

その中で、今のこの現行の制度に照らし合わせると、1万2,000円が助成受けられるという点では本当に大きな割合を占めるなという点ではぜひとも続けていっていただきたいというのが私の意見ではあるのですけども、答弁は同じだと思いますので。

○議長（高橋和雄君） 佐藤議員の意見だと思いますが、それに対する見解ありますか。上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 意見として、それは真摯に受け止めたいと思います。

そういう人がいるということも事実として私も認識していますけども、先ほど言った基本的なこの制度にかかわる押さえがやっぱり私にはありますので、そこはそこで、検討するとか、意見として受け止めていきたいなど。

ただ、今、いろんな形で努力する中で、永井明、いわゆるそういうお金を借りるのだけでも、そういう中で、長い目で見て、そしてやっぱり高校行きたいという願いの中でやるとすれば、そういう方法って幾らでも私はあると思いますのでね。

そういうところうまく使って、そして、何とか家族ぐるみで、行きたいのであれば高校へ行かせるという。子どもも親も、子どもも感謝しながら。親も苦勞しながら行かせるということも、やはり家族の絆という面では私は大事な要素になるだろうと。そういうものを全部取り払うということは、私はちょっと危険だと思っていますので。

そういう意味で、先ほどから認識を申し上げたわけでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） この制度にかかわらず、そのように、今、村にはさまざまな助成制度であったり貸付制度ありますので、やはりそういうのが本当に必要としている家庭なり制度のところ、本当に十二分に行き渡るように、村としてもぜひ周知徹底も含めて、ぜひ、今後取組んでいっていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） この次の質問に対しては、休憩後にお願いをしたいなと思います。

15分ほど休憩をしたいと思います。

15分まで。

11時15分に再開をさせていただきます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） ちょっと時間が早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、一般質問を続けさせていただきたいと思います。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、2問目に移らせていただきます。

乗合タクシーの拡充について。

中札内市街地中心部と上札内地区にあった生協店舗が営業をやめたことにより、以前に比べて買い物に不自由を感じている住民は少なくありません。

その対策として今、市街地と上札内地区間での乗合タクシー増便の試験運行が行われています。住民の生活を保障する上でも、ぜひ今後も増便の形で進めていてもらいたいものです。

同時に、市街地内での乗合タクシーの巡回も検討の必要があると考えます。

自動車などの交通手段の無い住民にとっては、買い物だけではなく、役場や診療所などに行く際にも必要であると考えますので、見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 乗合タクシーの拡充についてであります。現行の中札内・上札内間については、毎日朝夕の2便に加えて、生協店舗閉店後の6月からは、買い物の足の確保のため、水曜日・土曜日の増便を行っております。

利用状況は、土曜日の利用はある程度あるものの、水曜日の利用はほとんどないのが現状です。

これは、増便と時を同じくして、食料品の移動販売車が同じ曜日に来ていることが要因としてあるのではないかと考えております。

今後の運行については、上札内地区住民の皆さまとの意見交換の場を持ちながら検討してまいります。

中札内市街での乗合タクシーの巡回ですが、市街中心部にあった生協が閉店し、買い物が遠距離になり不便を感じているという声は私も耳にしています。

また、高齢化の進行や高齢者世帯の増加により、車を持たない世帯や、歩くのがつらいという方も増加しているのではないかと推測しております。

今後は住民の皆さまのご意見を聴きながら、福祉バスの更新時まで、福祉バスのあり方や、バス事業者、民間ハイヤー事業者、NPO法人の事業とのすみ分けなどを含めて、調査・検討してみたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 上札内地区、今やっている試験運行についての利用状況はわかりました。

やはり住民との十分な議論も今後進めていくということですが、ぜひその方向で進めていていただきたいと思います。

そしてやはり、どんな問題に関しても、やっぱり住民の立場というのがやっぱり最優先に考えられるよう、本当に住民との納得の上で、今後の上札内中札内間の乗合タクシーの件については取組んでいていただきたいと思います。

あと、市内での循環の件なのですが、答弁では、住民の皆さんのご意見を聞きながら、すみ分けなども含めて調査検討してみたいということで、これまでも私自身、予算・決算の中でぜひ巡回してほしいということを書いてきたのですが、そのときは全く考えはありませんということだったので、そういうことも考えますと、今回、このように前向きな答弁をいただいたというのは本当にいいことだだと思いますので、ぜひ、市街地での巡回というのも前向きに、今後検討していただきたいと思います。

重ね重ねになりますけれども、本当に高齢者や車を持たない住民にとって、交通手段の確保というのは本当に切実であり、重要な問題だと思います。

近年、他町村ではコミュニティバスというのが導入されたり試験運行始まっていますけども、中札内でもそれという大掛りになると思います。

でも、現行、こういうふうに乗合タクシーというのがありますので、そういうものを大いに活用して、コミュニティバスに代わるような、やっぱりそういうようなことというのは全くゼロから始めるというものではなくて、現行似たようなものがあるという点では、それを拡充するという点で本当にゼロから始めるよりも幾らかは安易なことだと思いますので、ぜひ有効活用という点でも進めていっていただきたい。

そして、役場、診療所、そのほか、保健センターであったり文化センター、そういう中札内の主要箇所というのですか、そこを含め、さらに各行政区何箇所か停留所をつくっていただいて、やっぱりそういうふう巡回するというのが実現すると、本当に、高齢者そして車を持たない人たちにとって本当安心安全にもつながりますので、ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思います。

そんな中で、今後取組むにあたって、そういうふうな考えではあると思うのですが、アンケート調査の実施を行ったり、あと、冬場だけでも試験運行みたいな形で、ちょっと要所だけ廻るような試験運行なんかで実際の利用者の声なんかも聞くというの。

夏場は歩いてでも自転車乗ってでも何とかして用を足しに行く人はいると思いますけども、冬場となるとやっぱり制限されますので、冬場の試験運行なんかも含めて、ぜひやっていただきたいと思うのですが、その辺について見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今、進めるに当たって具体的なお提案もございました。

ちょっと触れていませんけど、内部的には福祉バスの更新をどうしていくかという課題の中で検討を進めて、実際に事業者や何かからもその実態や意見を聞いている部分もあって、まだもうちょっと先にしようかというこういう経過があったということがあります。

そういった状態のときに、たまたま生協の店舗がなくなったということで。

従来、生協があったときからも、市街地の足の確保をどうしていこうかと。この市街地興農から、いわゆる反対側、遠いですが、実際の問題として。

その人たちがやっぱり大変だという声も出ておりました。

さらにまた、生協の利用者も数多くいて、今回なくなったということで、その対応というのは早急にしなければいけないという認識は持っておりまして、あと、福祉バスが利用数、あるいは大きな団体でそのカバーができないということで、果して今後あのバスがああいった大量輸送というのでしょうか、今はどういうことに大きいことで便利かという、それぞれの団体に回数を制限していますけども、管外に視察だとか大会行くだとか、そういうことで使っている部分で、団体からは大変重宝だということでいただいていますから、それを言いかえると、例えば、小さくして小回りが利く、コミュニティバスということではないですけど、そういう福祉バスの活用の仕方なんかも考えると、いろいろまたその辺のこの意見があるだとか、そういうことも担当課では抑えながら、今、いろいろ情報揃えている段階です。

ご提案のあった冬場、特に買い物、あるいは、夏でも重い物を持っていく。先ほど言いましたように、それを利用されている方はいいのですが、そこで宅配でない重い物を買ったときどうするのだとか、いろんなことがやっぱり個々あると思いますので、アンケートの実施検討に当たってはやるべきというふうに思っておりますので、約束をさせていただきたいと思えます。

そんなことで、誰かの答弁ではないですけど、そういう時期、間もなく来るといふふうに思いますので。

ただ、残存が結構立派なバスで、まだもったいないというか、使えるところは使った方がいいというその財政的な面もあるものですから。

そういったことで検討が併せて進んでいるということをお答弁させていただいて、意見があったところについてはそれは組み入れていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） さまざまな要因が重なって、タイミングがいいのか悪いのかはわかりませんが、そういうふうに検討の今段階にあるということで、ぜひ、拡充について前向きに検討していただくということなので、ぜひ前向きに検討していただくということなので、ぜひ前向きに進めていっていただきたいなと思います。

やはり、その村なりその町に住み続けたいという理由の大きな一つに、もちろん自然環境であったり、景観の美しさというのもあると思うのですが、やはりそこにきちっとした産業が根付いていて、そして、子育て環境が充実している。

そして最後にやっぱり、三つ目としては、老後が安心して暮らせるというのがあると思うのですよね。

そういった点でも、ぜひとも拡充のために積極的に取り組んでいっていただきたいと意見を述べまして、終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですので、受け止めさせていただきたいと思います。

これで佐藤議員の一般質問を終わりたいと思います。

次に、3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、中札内保育所給食調理場業務の民間委託についてということで、中札内保育所における給食調理業務について、新年度から民間委託する方向で検討が進められているというふうにお聞きしておりますが、村としての基本的な考え方について伺います。

1点目、今後の具体的なスケジュール。

2点目、委託する業務の範囲。

3点目、想定する委託先。

4点目、委託するメリットとデメリット。

5点目、食中毒等での責任の所在について伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 中札内保育所給食調理業務の民間委託についてであります。現在、保育所内部において移転改築を契機として、時代のニーズに対応する保育所運営の基本方針をまとめたいと考えており、その一つとして、提供すべき給食のあり方について検討しているところです。

検討すべき課題として、一つ、健全な成長に必要な栄養を確保した給食の提供。

一つ、食の楽しみを味わうための四季折々の旬な食材や、地場食材を活用した豊富な献立の提供。

衛生管理体制の充実強化。

未満児増加への対応など、発達度合いの多様化に対応した給食の提供や、アレルギー食の提供。

保育所の菜園を利用した、子どもたちや保護者が関われる給食の提供。

一つ、食の楽しさ、大切さを学ぶ、保護者を含めた食育の推進、食べることから学ぶしつけなど、給食の役割を認識して、これらの課題に対応するための方法や体制について、検討を行っているところです。

現時点では、民間委託を決定しているものではありませんが、前段に述べさせていただいた諸課題に対応するため、民間のノウハウを活用することも、選択肢の一つと考えており、先進事例の調査研究を行っているところであります。

今後、早い時期に給食の提供方法や内容についての案をまとめ、保護者の皆さまに説明を行い、理解をいただいた中で、方向性を決定してまいりたいと考えております。

ご質問の5点について、民間委託を行った場合を想定しての答弁となりますので、ご理解をお願いいたします。

まず、1点目の今後の具体的なスケジュールについては、保護者などの理解を得られれば、平成25年4月の年度変わりが適当な時期ではと考えております。

2点目の委託する業務範囲については、献立の作成から材料の購入、調理までを考えております。

3点目の想定する委託先については、これまで一切の検討はしておらず、先進事例の調査を行っているところであります。

4点目の委託するメリットとデメリットについては、一般的にメリットとしては、厳正な安全管理と幅広い知識の中での多様な献立の提供と、運営の効率化が期待できます。

デメリットについては、保育所と受託者の連携が希薄になること、調理委託に対する保護者の不安などが考えられます。

5点目の食中毒等での責任の所在については、直接的責任は受託者となりますが、道義的責任として村も当然責任を負うことになると考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） この問題、職員組合にも提案しているというふうにお聞きしております。そういう方向で進んでいるのかなということ、今回、質問をさせていただきました。

1点目の今後の具体的なスケジュールですね。

まだ正式には決めていないということですが、これについてはいつごろまでに結論を出していくのかということと、仮に委託するということになった場合、保育所の設置条例か何か、議会の議決とか出てくるのかどうか、ちょっとそこら辺の考え方。

ないとすれば、予算で一発計上ということになるのか。

そこら辺の考え方について、ちょっと聞かせてください。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 委託の場合の具体的なスケジュールでございます。

今現在、委託だけではなくて、委託についてはほとんど白紙の状態でございますので、まず前提でさせていただきます。

保育所の運営のあり方について、今、職員の中で検討をさせていただいております。

その中で、給食については委託の方法もあり直営の方法もあるということで、両方の検討を今進めております。

ですので、そのやった場合のこの想定での話でございます。

そういたしますと、具体的に今その検討につきまして、職員が先進地の視察を行う予定をしております。

本州の方に行きまして、給食を含めた保育所運営のあり方について、9月、10月をめぐりに行う予定をしております。

その報告を持ちまして、内部でさらに検討を行い、具体的な形が恐らく煮詰まるものと思っております。

それらのことで案が決まりましたら、保護者の方たちに説明等を行いまして、それで、例えばその中の民間委託という選択肢が一つ選ばれるとすれば、それに対応してのものになりますと、恐らくは12月中には何らかの形を取らなければいけないかなと思っております。

民間委託をする場合といたしましても、実施するのは年度替わりのときが一番いいのではないかなと思っておりますので、恐らくそれに合わせて予算提案などを必要になると思っております。

ただ、委託するに当たりまして、議会に対しての条例等のやつについては、今の段階では必要ないと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） この後、保護者の説明、仮にやるとしたら。白紙の状態ということですけども、ある程度そういう前提で進んでいるのかなというふうに、聞く範囲ではそういうふうに私は理解しているのですけども、それはそれとして、保護者の理解活用というのかな、意見を当然聞くことになるのでしょうかけども、通常、この種の、例えば、民間に委託するというところとかそういうことになっていった場合、総合行政推進委員会。従来ですと行革の委員会、そういうところに計画的に事業に乗せて進めているのかなというふうに思いますけども、そこら辺、保護者だけの説明でいいのか。そっちの方まで意見を求めるといふかな、そんなことも僕は必要でないかなというふうに、仮にやるとすれば。

そんなふうに思いますので、そこら辺の考え方と、これは、指定管理者は特に必要ないのかな。

部分委託ということになるから必要ないのかな。

そこら辺と。

あと、仮に4月からということになっていった場合、今の施設を使うことになりませうね。

民間の人が入ってきて、そっくり使うことになるのでしょうかね。

考え方としては、どこかで民間の業者がつくって配送してという考え方もあるでしょうし。

そこら辺、民間の人が入ってきて、4月から作り出すということは、今の施設を貸すことになるのかな。

そこら辺、問題ないのかなという感じがしています。

衛生法上とか法的にそこら辺どうなのかなと、そんな気がしますが、そこら辺の検討がされているのであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、1点目の総合行政推進委員会等にかかる考えはということでございます。

先ほども言いましたように、職場の中である程度の給食に対する考えがまとまり、まとまった段階で、保護者等の皆さん方にはご説明を申し上げます。

ただ、たまたまそれがもし、民間委託でも直営でも説明は申し上げるつもりでいます。

ですので、その段階で、もし大幅に変わるような、民間委託のような場合でしたら、総合行政推進委員会にかけるのも一つの方法、選択肢だと私はそれは思っております。

それと、4月からするとすると、当然、今の施設の中でという形になります。

保育所の場合、外でつくって持ってくるというのは、特区でない限りちょっと許されないことですので、直接つくる形になります。

ですので、やるとするならば、4月の中に民間の方たちが入ってきて、そこでつくるということになります。

ただ、衛生的なものにつきまして、実は今の保育所の中の施設で弱い点というのは、その衛生面については実は弱いところでございます。

ただ、その中で、その弱い施設を活用してでも民間が入ってきてくれるということであるならば、民間の人たちは、私たち行政よりもはるかグレードの高い安全衛生の意識管理を持ってでないと取組まないということがまず前提になってきます。

役所ということだから今のところで許されているというところがあるのですがけれども、例えば、民間が来るとなってくると、入ってくる人たちがグレードを上げて、私たちが衛生面では絶対大丈夫なのだよと。だから入ってくるという、そういう具合になります。

ですので、相当いろいろな関係のところでは、衛生面に対しては気を使ったような形でやっただけなので、大丈夫だと思っておりますし、大丈夫でなければ民間の方は入ってくれないということになります。

その辺のところも、入ってくれるか入ってくれないかのことについてのやつは、これから民間の皆さん方の考え方だと思います。

ただ、民間委託の場合として入ってくるとすれば、4月から今の施設を使ってということになります。

ただ、保健所さんや何かともその辺のところは、実は検討させていただきましたけれども、そういう意味でいけば、民間の方たちの方はグレードを上げてくるので、それで今よりもグレードを上げたような体制をとってくれるならば、その辺は問題ないのではないだろうかという話はされておりました。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 施設的に改修とかそういうのは必要ないということですね。

今の話聞いていると、グレードを上げるということでしょうけども、今うちの施設、狭いとかいろいろあるのでしょうけど、食中毒も1回も出していませんし、それなりのことはきちっとやってきているのでないかなというふうに思います。

逆に言いますと、民間でしたら過剰な消毒をすとか、そういう場合もかなりいろんなネットで見ると、そんなのも出ていますよね。

そこら辺がちょっと危惧されるかなという、そんな気がしております。

1点目はわかりました。

2点目の業務範囲ですね。委託する。

これ、仮に委託するとしたら、議会にも説明ありませんでしたし、設計の段階から内部で職員たちが、自分たち直営の考え方で一生懸命、調理場どうしようとかやってきたと思

うのです。

そこら辺、民間に10月から委託すると。新しく入って行くということになった場合、設計変更とかそういう形は出てこないのかなという。民間の人のそういうやり方があるのかなと思うのですが、そこら辺の考え方と、あと1点、例えば、民間が入ってきた場合、厨房器具とかいろいろな機械類ありますよね。

そういった厨房器具とかそういうのは村が持つことになるのか。

そこら辺の考え方ですね。

あと、修繕なんかも出てきた場合、これもすべて村がそっくり貸与するというかな、そんな形になるのか。

そこら辺、検討進んでいるのであれば、ちょっと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 調理を提供するということにつきましては、給食を提供するというについては民間であろうが直営であろうが、すばらしいものを出してあげようということでのことですので、それで今までの段階、新保育所の設計の段階でいろいろ協議をしてきてございます。

職員につきましても、先進のところを調査して、必要な器具、今現在こういうような、新しい保育所になったらこういうような給食が提供するような形になるだろうというのを想定して、それで必要なものはこういう器具が必要だと、そういうことで、現在、設計の段階は終わっているところでございます。

ただ、厨房器具や何かについては、次年度発注という形になると思いますので、その中で、例えば、もし民間の方が入ってこられて、急遽そういうところが、変更や何かの要望等がもしあるのならば、聞き入れる範囲のところは可能かなとは思っております。

ただ、それまでの段階で、相当私も、新しく提供するための施設や何かについては協議進めてきてございますので、入ってくる業者さんたちにとってもかなりのレベルのものが準備されていると思いますので、そんなに不都合は生じないのではないかなと思っております。

それから、民間が入ってきた場合での、例えば、修繕だとかというそういう持つべき部分の区分につきましては、これから業者さんとの直接の契約の中で整理されることとございます。

ただ、一般的に言いまして、設備類については村の方で面倒を見、軽微な修繕や何かについては受託者が見るというのが一般的な設備のところのものになっているようでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） あと、答弁の中で、業務の範囲。献立の作成から材料の購入、調理までというふうになっております。

丸抱えでもないのかな。

例えば、栄養の管理というのか、そういう衛生上の管理とか、そういった部分について、チェック体制、ここら辺、献立ということは栄養士が入ってきてやるということなのかな。栄養のチェックは誰がやるのかなということですね。

今、実際どういう体制でやっているのか、ちょっと現況よく私もわからないものですが、もしわかっていれば教えてください。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 保育所の給食に提供する段階での今のことでございます。

今の状況につきましては、保育所の子ども、春先に保育所の子どもさんたち一人ひとり、年齢、性別、体重、これらをもとに、推定のエネルギーを算定いたしまして、そして1日の給食における栄養必要量というのを、うちの保健センターにいる管理栄養士に算出していただいております。

そして、未満児と3歳児以上に分けまして、その必要量の部分については、こういう形のものだよというので出させていただきます。

そして、その出た数字をもとに、今度、調理の方では、いろいろ給食を提供するソフトがございます。

カレーライスだとか何とかというそういう調理のソフトがございます。

それらをもとに、そのエネルギーや何かの算出したメニューをつくります。

そして、それらのものを、毎月その結果、いくらいくらのエネルギーを子どもたちに与えましたよだとか、残さがこのぐらい出ておりますだとかという報告を、栄養士の方にまた戻ってきます。

そこで、また栄養管理の中で、そこで打合せをして、次のメニューを出していくという、そういう仕組みで今給食の方は進めているところでございます。

委託した場合のチェックにつきましては、恐らく、委託するとなると管理栄養士も含めての委託という形になります。

ですので、そのもの自体の、先ほど言いましたように、そういう必要エネルギーや何か算出してきた。それから、そのものの、今現在、食べさせているものはこういうものだというのが、今度は保育所の中でのやり取りという形になってきますので、その辺のところ、栄養を提供する部分のチェックというのは保育所の方でのチェックという形になると思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと今よくわからなかったのだけど、今は村の栄養士が栄養をチェックしていると。

民間委託した場合は、業者側の方がそういう栄養チェックをすると。

村とのかかわり、最後何か言っていたけど、そこら辺ちょっとどうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 想定ですけれども、恐らくこういう給食を出すという計画が、その必要エネルギーや何かができる段階で、民間から上がってきます。

それらのチェックは私どもが行って、そして、それが適正に提供されているかというチェックも私どもの方でやる形になると思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） そういう面では村の栄養士もかかわっていくということですね。わかりました。

次、3点目ですけれども、想定する委託先ですね。

この種の業務、私も総務課にいたとき、いろいろな業者というか、何社か宣伝というかな、相談というかな、受けたことがあります。

全国的に展開している業者も数社あるというふう聞いておりますし、道内でも日高管

内にあるというふうにも以前聞いたのですけども、ここら辺、十勝管内的というのか、管内的に公的な保育所で、公立の保育所でやっているところが、民間委託でやっているところがあるのか。全道的にどうなのか。

そこら辺。

これから道外へ行くといったかな。

道外行くのもいいのでしょうかけども、日高の近くでやっているところあります。

あそこ、確か給食業務でなく、いろんな行政のやらなければならない部分、例えば、清掃とか20以上の業務をやっているのですね。一括契約で。

その中でメリットも出てきているのだなというふうに思って聞いていましたけども、ここら辺、もっと身近なところに調査に行く必要があるというかな。そんなような気もしています。

そこら辺の調査の考え方。

もし、日高のやっているところの聞き取りなりやっているのであれば、そこら辺の聞いた限りの感想というかな、考え方を、課長なり調査している中でわかっていけばちょっと教えてほしいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 民間業者でございますけれども、数社そういう形での営業が来ているのは事実でございます。

それで、私ども、全道的に、管内的には公的保育所がやっているというところはございません。

ただ、全道的には何件かございます。

例えば、先般、新冠町の「ド・レ・ミ」の認定子ども園、議会で行きましたけれども、あそこの給食についても民間委託の業者でございます。

そして、知本議員言われましたのは、恐らく日高管内のえりも町のことだと思ってございます。

えりも町につきましては、そういうわけで、保育所だけではなくて、あらゆるものについての委託というところで行っているところでございます。

私どもも、6月にそのえりも町の方に行かせていただきまして、状況については調査させていただきました。

そここのところの規模が、えりも町さんにつきましては、定員140名でございまして、実際は122名のお子さんを預かっているということで、大体中札内と同じような規模のところでございます。

そこでいろいろやってございまして、特に委託の中でやられておりまして、中札内とはちょっと違うなというのは、たまたまアレルギーの方が、お子さん3人いらっしゃいまして、その方、ちょっと重いアレルギーの方だったものですので、その方に対しては、完全対応食といいますか、別メニューのものを出しているのだということをおられましたので、その辺や何かについてはなかなか、別メニューにするということはそれだけ労力がかかるということですので、大変かなと思っております。

それと、特に気を付けて注意しているというのは、地元の物をできるだけ使うということを熱心に言われておりました。

それから、委託に際しての人の手配につきましては、どうなのだというのをちょっと聞いたところ、栄養士を含めましてのその採用については、いろんな対応をして全員が地元

住んでいただいているというそういうことを言っておりました。

それとやはり一番言っておりましたのは、役所以上のワンランク上の衛生管理ということとをまず言っておられまして、その部分が自分たちのプライドだということもおっしゃっておりました。

ただ、欠点といいますのは、あまりにもそうやって調理場内の衛生管理を厳しくすることでございますので、他の人間を一切入れたがらないという、そういうところがありますので、その辺のところの触れあいというのがちょっと難しいかなと思いますし、そういう点を畑づくりだとか栄養の面や何かで、外へ出て、その分を補って、子どもたちとのつながりをつくっているのだということがありますので。

保育所とのつながりが若干薄くなるということが心配されておりました。

ただ、所長とその担当の方との話の中でいきますと、相当給食を提供する会というのがございまして、そこの中での議論は毎月相当すごいことをやっているということはありません。

そんなことで、希薄になりがちな保育所と民間業者の関係は、そういうところで詰めているのだという話をされていたところが印象に残ってございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） いろんな見方があるのかもしれませんが、僕もちょっとネットで見たら、地元の物をほとんど使われていない。東京の本社の方で一括買って、安い物を買って使われているという問題点なんかもネット上いろいろ出ていましたけども。

実際行った人と話がちょっと違うなというふうに聞いていましたけども。

そういう面では、大手というか、全国展開しているというのもちょっとどうなのかなという感じが、ちょっと僕なりにしています。

できれば地元の業者の人がそういう形でやれば一番いいのかなという感じはしていますが、そこら辺についても十分今後検討をしていくと思いますけども、これからも検討して行ってほしいなというふうに思います。

次、4点目のメリットとデメリットですね。

厳正な安全管理と幅広い知識、何となく今までの答弁からわかります。

多様な献立の提供というのは、離乳食や何かそういった対応のことだと思いますね。

運営の効率化が期待できるということですが、これは経済的というのか、経費節減ということなのかな。

そこら辺、具体的にそういう節減の考え方で検討、どのぐらいの節減効果あるとか、恐らくそこまではじいていないのかわからないけど、もし、はじいているとすれば、聞かせてほしいなと思っています。

あと、デメリットの部分で、受託者の連携が希薄になる。あるいは、調理委託に対する保護者の不安。

ここら辺については具体的にどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 私の方からちょっと、細かいところはまた課長の方から答弁させていただきますけど、今ちょっと考え方の基本のところだなということで、今質問の中にありましたけど、経済的なことを、例えば、一般的に考えると、民間委託して、例えば経費を落として、賃金を安くどうこうということがスタートかなというふうに思われがちなのですけど、このことは先ほどから言いましたように、今までに一度も保育所のあり方と

というのがきちっと検討されていない中で、今日的な情勢考えて、食育も含めてどうあるべきかというところからスタートしたので。

いくら削減したいからとか、そういうことが横にあってやっていることでないということで、まず基本線、私の方から申し上げたいと思いますし、一番最初にありました職員組合にも提案しているというのは、いわゆる組合と当局と、合理化案みたいな受け止め方を字面では、実際どういう形になるかわかりませんが、そういうところに触れる部分があるので、十分話し合いしながらこのことを進めたいということで提案しているというふうに捉えていただきたいと思いますし、行政推進委員会の話もありましたけど、当然、今まだこんな程度ですからあれですけども、パワーっとでも、いわゆる保護者の意見いただいて、少しずつ詰めながら、どの時点になるかは知りませんが、いきなり議会の方にも、12月までにその機会を設けながら、十分意見聞いてやりたいということが前提だということで、ちょっと捉えていただきたいと思います。

細かいことについては今、質問あった分については課長の方から答弁させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） メリット、デメリットにつきましては、ここに記載している通りでございます。

実際、えりもの方に行ったときも、やはりこのようなことが心配な点と良い点が出てきてございます。

それと、今村長おっしゃいましたように、経費の削減のところでのものにつきましては、私ども一切その辺のところの話はしておりません。

こういうものを提供するには、こういう具合のものを提供した場合はどうなのだろうかというのは、そういうのは検討はしていますけども、それで幾らがどうだというそういうレベルの話は、ここの段階ではまだしておりません。

そんなことで、子どもたちに対していい物をどうやって提供したらいいかということが第一でございますので、その辺のところの検討を今進めているということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと思うには、デメリットの部分でちょっと心配なのは、給食の調理についても、食事を通して子どもたちと接する。子供たちと一緒にいかかわっていくという、そういう仕事も今しているのでないかなと思います。

これが民間委託することによって、民間はどっちかというやっぱり、経済性を追求する組織ですので、そこら辺がちょっと危惧するなというふうに思っていますので。

そこら辺も当然契約の中でやっていくことになるのでしようけども、仮にやるとすれば、ぜひ、そういったことも視野に入れて検討を進めてほしいなというふうに思っています。5点目についてはわかりました。

村にも管理監督責任があるということですよ。

ちょっと何点か基本的なことで質問させていただきます。

現時点では民間委託を決定していないということで、白紙の状況であるということですが、仮に保護者の理解を得られなかった場合は、当然従来通りということになるのでしょうか。

そこら辺の考え方と、あと、具体的にいつのころからこういう検討に入っていったのか。

少なくとも、議会の特別委員会とか全員協議会でそういう説明は一切なかったのですけど。

そこら辺何か、性急な感じがしないでもないものですから。

ずっと以前からあったのか。

そこら辺と、以前の行革の論議のとき、保育所の給食をうちの給食センターと一緒にという議論もしていましたよね。

結果的には今みたいな体制になったのですが、そこら辺の検討はされなかったのか。

これからもするのかもしれませんが、そこら辺の考え方について教えてください。

○議長（高橋和雄君） この答弁終わってから休憩をしたいと思います。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず1点目の保護者の理解が得られなければどうするのかということでございます。

いずれにしても、直営なり民間委託なりのいずれかの方法でこういう形で給食は提供するというのを説明させていただきますので、そのことで行います。

ただ、それが民間委託の場合で、保護者の方たちから理解が得られなかった場合については、その段階で考えることになると思います。

それと、前の行革のときでの給食センターでの話ということは、保育所につきましては、外から運んでというのは制度上難しく、特区であるならばということの条件でございましたので、その辺のことにつきましては、最初から検討してございません。

いつから検討かということでございます。

具体的な検討といたしますか、22年の10月ですか。議会からの承認をいただいて、移転改築という方向性が決まった段階で、そのときに中札内保育所の改築事業の基本構想というのをつくらせていただいて、そしてプロポーザルをかけてございます。

ですので、その段階のときに、こういう給食を提供したいのだ。だからこういう施設をつくってくださいというような形で一度出してございます。

その中にあるものが、その中にはこういうものをやりたいのだということだけであるので、民間委託については、その段階のところでは一切出てございません。

ただ、こうやっていい給食を提供するためのものをとということだけでいけて、具体的にいろんなことを考えて、6月の私どもが民間委託の関係で先進地に調査をしたというところが、もしそれが取りかかりであるとするならば、6月からのえりも町に視察に行ったところからかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

1時まで休憩をいたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 1時になりましたので、会議を続けたいと思います。

午前中に引き続き、知本議員の一般質問を続けさせていただきます。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほどちょっと1点聞き忘れたのですが、道外の方に調査に行くと言ったのですが、道内にも数箇所やっているところがあると思うのですね。

わざわざ本州まで行かなければならないのかなというそんな気もしていますので。

本州で特に先進的などころがあるのかどうなのか。そこら辺と、あと、予算措置、多分、今回、補正予算でも出てきていなかったのかなと思うのですが、そこら辺はどんな考え方なのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 給食のことに関しては道内でもいろいろありますと。

今回、本州の方に研修視察に出すのにつきましては、給食のみならず、運営全般のことを重点に視察させるものでございます。

そんなことで、こういう新しい保育所のあり方はこうということで、先進地2カ所の視察を予定してございまして、それは当初予算の中で計上してございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何か当初予算のとき、そんなような質問あったかな。

何か講演に来た先生のやっている、千葉か東京かどこかの保育園に行くという。

そこが給食なんかもやっているのでしょうか。

今回行こうとしている保育園。

あと、道内的なやっているところもプラス面、マイナス面、しっかり調査に行く必要あるのかなというそんな気がしていますけれども、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 給食の民間委託についての話につきましては、内部の中でまだはっきり固まっているわけではございません。

今回の視察に行くのは、運営全般のことですので、そういう意味で、給食に重点での視察というわけではございません。

ただ運営全般のことです。

視察箇所について想定しておりますのは、講演にも来られました千葉の和光等を想定してございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） あと、道内の方、やっているところの調査もしっかりやってもらいたいなというふうに思っています。

大体のことはわかりました。

このことは賛否両論いろいろこれから出てくるかなというふうに思いますけれども、私としては賛成とか反対とか、そういった立場で聞いたものではありません。

ただ、ちょっと今聞く限り、まだ白紙の状態だって。この時期にそんなことでいいのかなという気がしています。

ということは、もう10月になったら予算は始まるし、いろんな団体との調整というか、議会活動も出てくる。

年度替わりが一番いいのかもしれないけど、場合によっては新しくできる保育所に合わせることもいいのかなと。やるとしたら。

そういう方法もあるのかなと思いますので。

できるだけいろんな方の意見を聞くという意味では、性急にやらないで、慎重にこれから進めてほしいなど、そんなような気がしてございまして、そこら辺、村長の考え方も伺いたいなと思っています。

あと、民間企業はあくまでも利益追求が基本ですよ。

村の食育計画、保育所もそういう面では保育の指導というかな。そういうのも出てくる。あるいは、地産地消の観点でやっていくというのは、推進会にも出ていますけども、そこら辺、どうしても民間企業でやるとすれば希薄になる面があるのかなというふうに僕はそう思いますけども。

そこら辺の考え方、村長、どのように考えているのかということと、あと、民間企業、先ほどのえりも町の例でないですけども、うちの給食だけではそう利益は出ないと思うのです。請け負う側も。

将来的には給食センターとかほかの業務に当然想定していろいろ来るのかなというふうに思っています。

そういうのが普通だと思うのですが、村長としてそこら辺の考え方。将来的な給食センターのあり方とかそういうのは含むのでしょうか、そこら辺の考え方、村長の方から答弁してほしいと思っています。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） いわゆる心配される件、ごもっともですし、時間的な問題も、決めないとなかなかいかないというか、行政的に言うと。

まず、この辺までには一定の方向を出しましょうということを内部的に詰めながら、必ずそこでやるのだというものを外に言っているわけではありませんので。

内部的に年度の切り替わりぐらいをめどに、詰まらなければ当然、今、議員おっしゃるように、10月なのか、次の年の年度になるのか。これはまた、仮に委託だとしても業者がいるのかいないのかまで入りますから。こちらがいくら固めたとしても流動的だということやまずお答えしたいのと、私はそこにこだわっていませんので、十分いろんなご意見、賛成反対いろいろあると思いますので、そのことをクリアできるかどうかで判断していきたいと、こういうふうに思っています。

それと、ちょっと戻ったような話になるのですが、状況の変化で食育が随分叫ばれて、では現状の、先ほどいろいろ課長の方から実態の話も細かくさせられました。

では、無尽蔵にスタッフを増やせばできることはあるのでしょうか、片方では、この後行革の話もご質問受けるのですが、どの辺で折り合いをつけてやっていくのかという面では、考えなければならないこともあるということで、選択肢の一つとして民間も出てきていると。

では、民間でやるから全て安くなるのかということについては、私は今、先ほどちょっと経費のことを言ったのですが、同じスタッフではできないというふうに思っています。

こちらの要望を全部やってもらうためには。

そしたら、場合によっては当然民間委託することで、内容が充実して高くなる選択も、オープンにしてやらなければいけないというこういう覚悟もしていることなので、今100あるものが90にするのだ、80にするのだという視点だけでないことだけは明確にお答えしたいというふうに思います。

したがって、最後の方の質問で、以外のをくっ付けなければ、なかなか民間としてメリットはないかということや、民間の考え方としてわからないわけではないのですが、今時点で、以外のものの検討も行っておりませんし、いわゆるうちが求めることができないなり、手薄になるなどと思ったら、違う方法、いわゆる直営の方法に戻さざるを得ないという選択もしなければならぬという、これぐらいのつもりで今おりますので。

行ったり来たり、柔らかい話をしていましたけども、今ここで発言したものは、状況としてこういうものがあるということですので、十分そういった意味では時間足りない場合もあるかもしれませんので、ご意見受け止めながら、慎重に進めたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 村長としての考え方、大体わかりました。

これから保護者への説明とか、場合によってはそういう村の行政推進委員会ですか。

そればかりでなく、できればいろんな人の意見を聞いて、できるだけ慎重にこの問題は進めてもらいたいなというふうに思っております。

2点目、入っていきます。

2点目、自律推進プランの見直しについてということで、地方自治体を取り巻く環境は常に変化している中、時代に即応した効率的な行政運営が求められることから、常に事務事業の見直し、改善を図りながら計画的に行政改革を進める必要があると思います。

本村においては昭和61年からほぼ10年間隔で第1次行革大綱から第3次行革大綱を策定し、具体的な行政改革を進めてきました。

また、平成16年に自律の道を選択したことから、平成18年から21年までの自律推進プランを策定し、4年間の数値目標を掲げた中で改革を進め、一定の成果を上げてきたものと理解していますが、4年間の数値目標に対しての総括と今後の自律推進プランの見直し、策定についてどのように考えているのか伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 自律推進プランの見直しについてであります。ご質問にありますように、自治体を取り巻く環境は常に変化し、新たな課題が発生していることから、改善は日常的に進めなければならないと考えています。

自律推進プランは、本村が市町村合併を選択せず、自主・自律の道を選択したことから、自立の中札内村推進検討委員会の報告書で提案された「めざすべき将来像」や「村づくりの重点事項」を、第5期総合計画との整合性を図りながら具体化したものです。

また、これまで行政が行ってきたさまざまな事務事業やサービスを見直すという行政改革の視点と、これからのまちづくりに必要な施策や事務事業を重点化・選択化するという視点。

そして、村民が自ら考え、主体的に行動するという住民自治を共通の目的として、第5期総合計画のまちづくりのテーマである「キラリ輝くうるおいのまち」を目指すための行動計画として、平成18年12月に策定したものであります。

集中改革プランは、国が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度から平成21年度までの行政改革の取組み内容の公表を求められ、「第3次行政改革大綱」と、策定中であった自律推進プランの中で示された方向性の中から、国が求める平成17年度から平成21年度の期間における取組みを整理し、平成18年6月に公表したものです。

4年間の数値目標に対しての総括ですが、詳細な分析は行っておりませんが、まちづくりの今後の方向性の五つの分野29項目のうち、9割以上が実施済または着手しております。

当面の行政サービスと住民負担の方向についても、事務事業及び補助金等118項目のうち、9割以上が示した方向どおり実施又は一部実施しており、一定の成果があったと考えています。

特に、自律推進プランの実施により生み出された財源は、平成28年度までの10年間、各年度5,000万円の新規のまちづくり予算に充てるとしており、必要な財源の確保により子育て支援や定住促進など、重点施策を集中的に推進し、まちづくりに一定の成果を上げているものと考えております。

一方、住民負担の今後の方向では、使用料・手数料の見直しなど未検討のものや、検討した結果据え置くこととしているものが多く、当面の人件費等の方向では、職員数は介護支援専門員や保健師の増員など、定員適正化計画に沿っていないものもあります。

今後の自律推進プランの見直し・策定の考え方ですが、自律推進プランの中で示しているまちづくりの目標や今後の方向性については、第5期総合計画の後期基本計画に包含されており、次期総合計画の策定においても自律していくための計画という性格を持ったものにしていく考えであります。

なお、集中改革プランについては目標年次を過ぎており、行政サービスの廃止や縮小、補助金・交付金の見直し、負担金や使用料等の住民負担、村の事務事業や職員の人件費など行政改革関連事項については、現行の総合計画には具体的に盛り込んでおりません。

改革や改善、見直しは弛みなく行っていかなければなりませんので、毎年度の政策評価の中で各事務事業や補助金等の評価を実施し、予算編成に反映しておりますが、全職員及び村民が情報を共有し、改革、改善を推進するために、集中改革プランを継承する計画は、別途策定が必要であると考えています。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっとわからなかったのは、集中行革プランと自律の推進プラン。この関係がちょっといまわからなかったのですけども。

この答弁書見てわかりました。

この行革プランですけども、国の方から求められてつくったと。集中行革プランですね。

この後、21年で切れた後、そういう国からのそれはなかったのか。

多分取組んでいないからなかったのかなと思いますけども。

それと、21年度までの事業に対して、やった事業に対しての国への報告とかそんなのも出てきているのではないかなと思うのですけども、そこら辺と併せて、4年間の総括というかな。詳細な分析は行っていないということですけども、10割のうち1割方、まだ取組んでいない事業もあると思うのですよね。

そこら辺について、ぜひどういうふうに持っていくのか。

そこら辺のそういう計画というのかな。当然必要かなと思うのですけども。

もう3年以上経過しましたよね。

そこら辺の取組みがどうだったのかなとちょっと不審に思っているのですけど、そこら辺の考え方ですね。

国の方からのそういう求めがあるのかなのか。そこら辺の考え方も教えてください。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 集中プランの関係は毎年報告しているのが、それが、そういうスタイルがそうです。

新たにどうこうということの特に求められているものではないので、努力目標というか、

ということで進められるべきものというふうなことです。

実ははずかしい話だったので触れなかったのですが、一部答弁させてもらいましたけど、いわゆる自律の推進プランにすべてのものを網羅してやってきていたものですから、未だにちょっと自律の推進プランの総括ができていないということで、先ほど、いわゆる集中したところの率はちょっと申し上げたのですが、一つひとつの点検はそこ絡むものですから、今、作業をやっていて、近々総合行政推進委員会にもかけて、その報告をして、自律推進プランの一旦、いわゆる総括をして整理をしよう。

そのときに、課題として残されたこと。あるいはやったけどもやはりどうだったのかということが全部浮き彫りにしたいと。そして意見もいただきたいなど、こういうふうに思っているものですから、それにかまけたわけではないのですが、行革の方は切れているところ、その分を補わないまま今来ていますので、大変そういう意味ではつながっていないということを謝らなければいけないというふうにして、ご質問をいただいてから確認をしました。

そのことが今年終わりますから、今、努力目標とは言いながら、先ほど答弁させていただいたように、常に世の中の動きのこともありますし、そういった時期時期でのいわゆる行革をやっていくということには変わりませんので、今その作業、この後どういうふうにするか、内部で早急に詰めたなということによって思っております。

その数値のもう少し細かいのはもうちょっと時間いただいたときに、ここ、取りだすのか、自律推進プラン総体の総括として出すのか、ちょっとその整理はいると思いますけども、そんな形で皆さんにお示ししたいと、こういうことで今動いております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） わかりました。

やっぱりこの取組めなかった1割ぐらいの事業等について、できるだけ早く見直しするなり取組むなり、計画的にやっていかなければ。

どうしてもその政策評価の中で、ここにもちょっと触れていますけども、政策評価の中でやったら単発的になってしまうと思うのですよ。

それは予算に反映していくと書いてありますけども。

では、政策評価の中で、政策評価といったら村長の政策の主な部分の評価していますよね。

行政改革というのはちょっと視点が違うと思うのです。

例えば、組織をどうするとか、人件費をどうするとか。

細かい事務も効率的にやるためにはどうするとか、そういうのが主な仕事になっていくのかなと。

政策評価とはちょっと私は違うと思うのですよね。

ですから、政策評価というよりも、最後の方にちょっと、答弁に書いてあります集中行革プランを継承するということですので、ぜひ早急に取組んでほしいと思いますし、昭和61年から10年計画で大綱をつくって、基本計画をつくって、そして、5年ごとに実施計画ずっと毎年継続的にやってきているのかなと思うのですよね。

ですから、そういう形で継続的に、これからもつくっていく必要があるのではないかなと。行革の観点で。

と思っていますけども、この集中行革プランの継承ということで、今後、ここら辺、どのように進めていくのか、具体的にちょっと。

例えば、総合行政推進委員会の話もちよっと出ましたけども、この組織、今、政策評価はやらなければならないわ、今、総合計画やっていますよね。

またこれやるといったらえらい負担になるのかなと思っているのですよね。

ですから、行革の方もすぐ取組まなければならないということであれば大変な作業になっていくのかなと思うのですけども。

ここら辺、具体的にどのように考えているのかちよっと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） ご質問の通りでありまして、行革にかかわる計画については、行革本部の設置の要綱でしたでしょうか。がありまして、それは設置するというふうになっているのですけれども、その本部員、村の職員ですけれども、本部員の任期も計画と同じように切れておりますので、まずは総合行政推進委員会、それは総合計画だとか政策評価ということの役割がありますので、行革、特に事務事業ですとか職員に係る部分につきましては、内部で本部を設置して、論議をして行革計画をつくって、総合行政の方には報告という形でいいのではないかというふうに思っております。

報告した中で、それはもっとこうの方がいいのではないかというご意見はもちろんいただきますけども、計画自体については内部でつくって報告して、必要なご意見をいただくということでもいいのかなというふうに考えておりますので、総合計画と並行して、今、自律推進プランの検証作業も、担当課としては事務作業は進めているのですけども、まだ全庁的にはなっていない、そういう状況です。

それらを進めながら、25年度以降というふうになると思いますけれども、25年度以降の行政改革にかかわる必要な、名称はともかくとしまして、計画については早急に立ちあげて準備をしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 報告が一番効率的というか、やり方としてはいろいろあると思うのですよね。

特に協働の村づくり、住民参加というのを掲げていますので、そういう面ではやっぱり総合行政の人たちと一緒に、住民の声も聞きながらつくっていく必要もあるのかなと。

職員だけでつくるのも必要でしょうしあれですけども、途中からでも入ってもらって、報告という形ではちよっとどうなのかなという気がします。

ですから、できるだけそういう意見を聞く場というかな。つくる必要があるのかなと思っていますけども。

ただ、本当に総合行政推進委員会、3月のときにもお話しましたけども、五つの組織一緒にしてしまったのですね。

今回みたいに総合計画とかいろいろ入ってきたら、本当に負担というか、かなり行政に精通している人でないとなかなか意見も言えませんし、どうなのかなという感じが最近するのですよね。

ですから、もし、負担になるということであれば、もう1回見直しして、元に戻すことも僕は必要でないかなと。特に総合行政の部分については。

そんな気がしていますけども。ちよっと話はずれてしまいますけども。

そこら辺、村長の考え方も聞かせてほしいですし、ぜひ、課長言うように、計画的に、25年度からですか。策定しながら、職員にも徹底した中で、やっぱり村あげて取組む、そんな取組みをぜひしてほしいなと思っています。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今、進め方、ご意見ありました。

総合行政、言われたように、かなり膨大なことになっていることは、こちらが提案してそういうふうになってきたものですから。

また、この行革部分では、本当に全部一体がどうだったのかということも一つ検証しなければいけない案件なのだろうなというふうに思いますし、ただ、経過から言うと、小さな村でなかなか今言われたように、人材といいましょうか、行政の特に中身に入る問題なものですから、人材含めて偏らないで意見をいただくということが可能であれば、それも一つの選択肢なのかなというような、こんないろんな思いで今聞いておりましたので、少しその辺の整理、実施に当たってこれから進める話ですので、要項等が改正の必要あればそれはやればいいことなので。

そのことも含めてちょっと検討時間いただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） それでは、これで知本議員の一般質問を終わらせていただきます。最後になります。

5番黒田議員の一般質問を行いたいと思います。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、一般質問させていただきたいというふうに思いますが、今定例会については、2点質問を出しております、まず1点目の国家公務員に準じた職員給与の削減についてでございます。

本件は、今年3月の定例会で一般質問した件であります、最終的に村長は、今後情報収集に努め、道・市町村の動向を見て職員の給与や特別職の給与・議員報酬等も合わせて検討して、適切な判断をしたいというふうに答弁をされました。

国におきましては、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災の復興財源を捻出をするために、国家公務員の給与を平成24年度から2年間、平均7.8パーセント削減する臨時特例法案が今年2月29日に成立をいたしました。

その結果、地方公務員の給与水準が国家公務員に比べて、相対的に高止まりをしている。

このため国は消費税増税への国民の理解を得るためには、国と地方が足並みをそろえて財政再建に取り組む姿勢を示す必要があるということで、今年8月に地方自治体に対しまして、地方公務員の給与削減を求める方針がご存じのとおり決定をされました。

本村の職員の給与は、以前から国家公務員に準じて改定して来ておりますので、当然国に準拠して改定をし、併せて特別職の給与や議員報酬等も改定すべきであると3月定例会時にも質問をいたしました、再度村長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 職員給与の削減についてであります、職員の給与制度については、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」としている地方公務員法に則って、これまで制度のほとんどを国に準じて条例で定め、運用してきました。

今後も法に基づき、国に準じるという基本的な考え方に変わりはありません。

しかしながら、この給与削減措置については、特例措置であり、給与の独自削減と同様の扱いになるため、通常の人事院勧告とは性格を異にするものです。

また、当初給与財源である普通交付税が削減されることを想定していましたが、算定に

において国と同様の削減を反映していないことや、他の自治体においてもほとんど動きがないことから、現段階では特例措置に係る削減を実施することは見送りたいと考えています。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 今、村長から答弁がありました。

最終的に実施については見送りたいという、こういう最後に話がありました。

私も7.8パーセントということで、非常に大きい額だと思うのです。

関係する住民というのか、職員というのか、そういう人にとっては大変な状況だと思うのですよね。

一方、多くの住民は、例えば、この削減された非常な額になるわけですが、されないというようなことで、その額についてはどこに行くかということになると、当然その他の行政経費ということで、福祉行政等に反映される部分についてはそこに反映されないということになります。

よりまして、どういう形で職員の給与を決めたらいいのかなということ、以前は国家公務員に準拠することが一番正しいということ、本村の職員の適正な給与ということで位置づけてきたということだと思うのです。

なかなか難しいことだというふうに思うのですが。

それで、できない理由ということで、最後の方に述べておりますが、まず1点目の普通交付税が、簡単に言って削減されないという状況であるという報告がございましたが、その辺について本当にそのような状況にあるのかどうか。

とりあえず、その辺、まず1点目にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 普通交付税の算定に当たりましては、標準的な自治体、10万人規模を想定して、各行政経費に係るさまざまな単価を積み上げて、基本となる単位費用というのを出します。

これは人口一人当たりですとか、道路の延長面積ですとか、さまざまな測定単位があるのですけれども、そこで人口の方ですとか、それから、寒冷地にあるのかどうかですとか、人口が集中しているとかそうではないですとか、さまざまな補正係数を使って、最終的に普通交付税の算定をするわけですけれども、その単位費用のもととなる人件費のいわゆる単価と言った方がわかりやすいと思いますけれども、月額給与については、24年度の交付税算定においては、国家公務員の7.8パーセントに反映されていないということです、今年の算定結果においても、人件費の削減が前提となった算定になっていない。

つまり、前年と単価については、その要因では何も変わっていないということでありませう。

算定結果はそういうふうになっております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 現段階では、総務課長としてそういう意見があるということだと思いますが、結果的にどういう形になるのか。

ちょっとその辺は予測つかないのですが、とにかく地方の財政も大変だということで、国も大変なのですが、そんなことで調整をする財源ということで地方交付税ということで出されているのですが、一方では、国の方ではこういう大震災、あるいは財政的に非常に大変だということで、先ほども申し上げました7.8パーセント削減をしていると。

国から地方も同調してくれということで、基本的には言っているわけで。

結果として地方については実施をしないということになれば、何らかの処置があるのかなというような私は感じしますけども。

いずれにしても、交付税、その削減される削減されないにかかわらず、冒頭言ったように、削減される側はこれは本当に大変だと思います。

一方では、削減もしかした場合には、その額というのは住民福祉の方、その他の行政経費に充てるわけですから。

多く言えば、住民からいくと、犠牲にされているというのかな。

そういう考え方に立つ住民も多いのではないかなというふうに私は思っているのです。

それで適正な処置をすべきだということを私は考えておりますが、そこら辺の考え方、まずちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 総務課長やられていて、あまり裏の話するべきでないなと思えますけど、皆さんも聞いておられるのでちょっとしますと、従前は、今、黒田議員言われたように、何らかの、言葉も書面もなくともいろいろそういう、例えば仮に、国がやったらからやれというような雰囲気のことが多かったのですけども、総務省含めて、道庁含めて最近情勢がそういったことはほとんどなくて、ちょっと振り返って、私は3月に情報が少ない中で、国が決めるような状況の中で答弁させていただいたときには、必然としてさっき交付税のありましたし、財源絞れば、当然どこから出すのだという話になったときに、住民の方の理解含めて、私だけはやりますという状況にならないというようなことも含めて、答弁させていただきました。

さっき、答弁させていただいたように、政権変わったということが影響あるのかどうか私分析していませんからわかりませんが、ほとんどそういうものはありませんし、財源裏付けもありますし、もう少し広く考えれば、国はたまたま大震災でやりましたけど、地方はずっと言われていたように、それ以前に、うちもまだ国に準じてと言いながら、部分的に準じていない。超えているものも場面によってはありますけども、そういった削減を多くしてきて、それ以上やらない風潮と十分やってきたという風潮で、先ほどちょっと言いましたけど、調査では全国的に数箇所しか、このこと、市町村ですね。実施していないというこんな実態からすると、そのことでマスコミ含めて何の動きもないところを見ると、そういうことをやってきた。国はやっていなかったというか。そういう振り分けが何かあるのかなというのを率直に感じて、ちょっと答弁が変わっていませんよというのはそういう裏付けが、裏付けというか背景がちょっと感じるものですからそう言わせてもらいました。

また、その財源の見方について、今、そのお金が仮にあれば、どこにもあるのかというのは、これ総体の話ですし、国の方も屁理屈ではないですけど、2年経ったらどうなるのかということもやっていて、では、これの分として置き換えてこうやりました。なくなりましたから戻しますというそこだけ見たこういう考え方というのはなかなか運営上難しいのではないかなというふうに思って、一つの見方の意見として聞きましたけども、福祉で言えば全体的にうちの規模で、財源で、対象者で、では、どこにどういうふうにまわしてやっていくのか。これはもう教育もありますし、産業もありますし、いろいろある中で判断すべき。

そういうような感じをいたして意見聞いておりました。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 交付税はそのままだと。全国で数箇所だという話も出ました。

この思いについては、例えば、交付税が削減されなくても、私、当初言ったような状況というのは、何らかの影響は出てくるというのは、これは確かだというふうに思っているのです。

ですから、適正な給与にすべきだということを私は言わせていただいているということでございます。

それで、2点目の理由として、他の自治体に動きがないからと。今も全国で数箇所だと、こういう発言されましたよね。

言ってみればこれ、うち独自の自治体の考え方ですから、国も自主的に判断をすべきだということですよ。

それで、全国平均だとか、管内の町村平均してこうだから、3分の1しかやっていないからうちはやらないとか、多いからやるとかという品物ではないと思うのです。

独自に判断をするために、執行者あるいはまた議会等々があるわけですから、この場で決めていくという筋合いになるのかと思いますが、私の思いとしては、他の町村、あるいはまた、ご存じのとおり、北海道においても今年2年目になるのかな。大々的な他町村も含めた、今まで行政改革。あるいはまた、財政的な面からそれぞれ単独で削減している町村が、いろんなケースがあると思いますけどいろいろだと思うのですよ。

その中で、本村については、基本給までは手を付けていないと、こういう状況でありますので、私は今回、国が人勧とは別に特例で独自をやっている。

そういう考え方から自主的な判断を、以前から実施している国に準じた形で7.8パーセントの、これは国で言う平均ですけども、うちで果して7.8パーセントになるのかどうかかわからないのですが、そういう削減をしていくべきだということを私は言わせていただいております。

それで、そういった7.8パーセント、全国ベースの国で言う7.8パーセントだということですが、そういうことであれば、うちの方でそれなりに準じてやった場合に、全職員で、この2年間、幾らの削減額になるのだろうかということが一般住民としてどうなのかなということは当然考える額でないのかなというふうに私は理解いたしますので、こちら辺について、1点お伺いをしたいことと、冒頭に言ったように、国は改めて地方の高止まりしているということですから、それを現すのはラスパイレスでいうことで言われておるのですが、7.8パーセントの削減をしないとすれば、そういったラスパイレスにつきまして、平成23年4月1日現在から。これでは98.8パーセントになっているわけですが、想定というのですか、それをしないとすれば、当然100パーセントを超えてくる数値になるのかと思いますが、どのぐらい上がるのかなと。

国においては、国平均が98.9パーセント。全国町村の平均ですね。98.9パーセント。

実施されているされていないいろいろあるわけですが、されないとすれば、8.1パーセント上がって107パーセントになるであろうという報道がされているのですが、そんなことの想定の数値で結構なので、もっともある関心の数値だと思いますので、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の仮に国で言う7.8パーセント削減したときに、村で

は総額で幾ら削減するかということについては、試算しておりませんが、1,000万円以上になるのではないかなと思います。

ラスについては、国の削減後の職員の給与の学歴別のものが、まだ試算値としてしかいただいておりますので、試算をしましたが公表する段階にないということで、正確な数字というのはまだ出せる状況にありません。

ただ、全国的に8.1パーセント増えるという見込みまでいくかどうか分かりませんが、当然のことながら、上がることは間違いないと思っております。

瞬間的に、今年と来年だけについては、

その後についてはもとに戻るとは思いますけれども、105パーセント前後になるのかなという。

これはあくまでも推定です。105パーセント前後になるのかなというふうに、概ね思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 削減額とラスですよ。

いずれにしても明確な額というのはまだ掴めないのしょうけども、削減額1,000万円以上ということで、私もどうなのかなということで。単純試算ですよ。

言ってみれば、24年度の最後の給与に関する資料かな。基本給あるいは期末手当、勤勉手当の額がございますが、それら、全職員の総額、あるいはまた、特別会計ありますよね。

これらを、単純ですから7.8パーセントがうちに合うかどうか分からないのですが、仮にそうだとすると、単純に掛けると、1,000万円以上ということで間違いないのですが、私の概略では5,000万円以上の額になるのですね。単純計算。2年間で。

その数字が、2年間ですからいいのかなというふうな。

単純計算、一人当たりで割ると、職員の分78万円ぐらいになるのでないかなということで、かなりの額になるなということでちょっと驚いているのですが。

それだけ重要なことだなというふうなことで、改めて感じさせていただきました。

ラスについては、105パーセント前後になるということで、国のおいては8.1パーセントアップになるということですから、大体ラスについても、国は削減しているわけですからね。

その2年間についてはそのぐらいの数字になるのかなということで、国よりは高くなるという実態かというふうに思います。

それで、私は実施するべきでないかなというふうに思うのですが、冒頭については見送りたいという村長の答弁ですから。

真っ向から意見が食い違っているのですが。

私はずっと言っていることは、国交に準じて、本村の場合は決めているのではないということ、アップするときについては、間違いなくそれでアップさせてきているわけですね。

今回、今まで言いました形での諸々の理由がありまして、2年間だけでも国は下げたいと、こう言っているわけですから。

やはり、関係する人は大変でしょうけども、下がることについては破らさずやっぱり下げていくと。

今後について、上がる時は国交に準じて上げていくというのが、私は適正な判断の仕事

方でないのかなというふうに思うのですが。

そこら辺の村長の考え方というのかな。

最後の方になりますけども、その辺の基本的な考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見の角度は否定するものではありません。

先ほどと同じことになりますけど、私のずっと言ってきた、この7. 8パーセントをどう見るかのところで争点が違いますので、これは平行線だと思えますけども、少し横行くかもしれませんけど、上げるとき下げるときいろいろありますし、仮にこのことが、国公とどうかという視点も一つありますし、先ほど、知本議員の質問に答えたように、もうちょっと大きい問題として、村の職員の給料がどうあるべきかという論議もまたどこかで、いろんな各種手当のこともあるでしょうし、そういう中でやることもあるでしょうから、そのことを、今のことをどうこうという見方の違いと、削減と、ちょっと一緒に答えていないということをまずご理解いただきたいなというふうに思っています。

何が何でもこうしなければならないと思ってやっていることではないということをおっしゃりたいということですか。

この2年間、やってまた戻すということが本当にこの給与制度として、やっぱり初めてというか、給与制度と取ることが違うというふうに思っているものですから、先ほどの答弁になりましたので、また、場合によっては、これが固定化して、先ほどラスの質問ありましたけども、市町村がもう高いということが克明に出てきたときには、やはりそれなりに地方でもまた対応すべきことが出てくるのだろうと。

これは遅れてやるようなことになるのか、今出ていますけど、人事院勧告としてもそれが固定化されたときに、民間よりどうだということも含めて、今回の人勧も多分2本立てで検討はされているというふうに聞いていますから、今後の動きによってはそういうこともあるのではないかなというふうに思います。

ちょっとあっちこっち行って申しわけありませんけど、この2年間については、私はそういうふうに、給与制度ということではなくて、特例の措置ということで捉えたいということでお答えしておりますので、このことは、黒田議員は全て合わせてそういうのはやるべきだというご意見かもしれませんが、今回については、私としては、今後の動きあるかもしれませんが、現段階では削減を実施するというにはならないという判断をしております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 私は、今回、こういう形で挙げさせていただきました。

今、村長言うように、2年後はどうなるのかということは、私もわかりません。

今回、言わせていただいたのは、8月の段階で、国の方については、先ほど言ったような理由で、特にそういう冒頭言ったような理由で、国だけでなく、地方自治体もこうしてくれよということで、改めて決定をして連絡をするということが、それぞれ報道で言われていますから、あえて取り上げさせていただいて、適正な本村職員の給与体制にすべきだということでおっしゃっていただきました。

この分については今後、また国の動きや何かもまたどうなるかちょっとわからないのですが、変化があれば、冒頭から私言っているわけですから、そのことについてはまたご質問の機会があれば、また質問させていただきたいなというふうに思います。

それでは、2点目の高齢者等に優しい市街地除排雪方法の見直しについてということでもあります。

この件についても、昨年9月の定例会で一般質問した件でございますが、最終的に村長は今冬の除雪に伴う研究課題として、更別村の作業状況を実地調査をし、企業体関係者の意見も参考にしながら方向性をまとめたいというふうに答弁をされました。

現在の除排雪方法でありますと、雪が降るたびに、高齢者等の玄関あるいは車庫前には道路から除雪されて来る硬くて重い多量の雪の処理に毎年悩まされている状況にあります。

今後も高齢化、核家族化が急速に進んでいる中、本村の除排雪方法を更別村が以前から行っている除雪時に排雪する方法、費用もあまり変わらないわけでありますので、その方法に見直すべきであると以前から私は申し上げておりますが、それから1年経過をいたしました。

実地調査を踏まえて、今後の方向性をどう捉えたのか、村長の見解を伺いたいと、このように思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 高齢者等にやさしい市街地除排雪方法の見直しについてであります。昨年の9月定例会で答弁しておりました通り、想定される数多くの課題について、本村と更別村の除排雪作業の具体的な方法、除雪機械の設備や配備体制など、担当者や村民からの聞きとり、降雪時における数度の作業状況調査など、本村との比較検討を行った結果、次のような問題が生じることから、総合的な判断として、現状の除雪方法を継続することが適当と判断しております。

具体的な問題としては、1点目は、生活や通勤の足の確保の遅れで、排雪作業は歩行者や通行車両、作業の安全を確保するため日中に行うことが必要ですが、市街地全路線の歩道及び車道の確保には夕方まで時間を要し、降雪量によっては、翌日まで生活者の足の確保ができない場合があります。また、村外通勤者への影響、災害時、緊急時の救急車両の出勤に支障をきたすことなどから、早期に車両の往来ができる車道の確保が必要となります。

2点目は、排雪作業での安全確保で、本村の市街地形成は、国道沿いに形成され、また、インター線をはじめとする道道との交差路線が多く、片側通行では交通量が多い時間帯の車両の往来や交差点での安全な通行が確保できず、また、作業時には通行止の措置が必要となり、スムーズな除排雪作業に支障をきたすこととなります。

3点目は、除雪機械の確保で、現在は、農村部路線に除雪専用トラック4台、グレーダー1台を配備しておりますが、新たに市街地の除排雪作業のため配備替えが必要となり、除雪専用トラックの確保が必要となります。

ただいま申し上げた以外にも除排雪方法の変更による多くの課題があり、前段申し上げた結論に至ったものであります。

今後も、迅速な除雪体制による効率的な除雪の実施により村民皆さまの安全通行の確保、安心な冬の生活の確保に意を配してまいります。

○議長（高橋和雄君） 再質問は休憩の後、行いたいと思います。

15分休憩します。

15分から始めさせていただきます。

休憩 午後 1時58分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

一般質問を続けさせていただきます。

黒田議員の一般質問です。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 再質問させていただきます。

冒頭言いましたとおり、この関係については、1年前、そして今回という2回でございます。

かなりしつこいなということになりますけども、私はやっぱり、先ほど申し上げた、今もう高齢化に入っておりますけども、高齢化だとか核家族化がそれぞれこれからも伸びていくことだから、今年からでも抜本的に考えるべきでないかという、そのことを言っているわけですが、結果としては、現状の除雪方法を継続することということで、見直しは、簡単に言うと考えておりませんということだと思っております。

それで、前回の答弁書の中にも問題点ということで7点ほど出されておまして、それを要約したのが、調査の結果もこの3点かな。大きくはこれに集約されているのかなということでございます。

大枠からいきますと、今までの除雪方法、車道の部分全部空くわけですから、一気に。

更別の方式でいきますと、片側に雪をためて排雪をするということだから。

一気に除雪されないということで、交通の確保だ、こっちの問題あっちの問題と。当然出てきますよね。

最終的にはやはり、堆積された雪がないから、非常に快適であると。はねるのもいいということで、更別もうちも同じ状況だと思っております。

そういうことで、更別としては、二十数年経つけれども、非常にいい方法だから、このことについては住民も喜んでいるし、継続的にやっていきたいと、こういう二十数年やった隣の、先輩町村と言った方がいいのですかね。そういう面では。

だから、良いことについては、大いに他町村の実例というのは僕は見習うべきだというふうに思うのです。

特に言っているのは、経費的にそんなに変わらないことだから。

私は一気に来年、今年の冬からかな。100パーセント変わるなんていうことは私は、できればそうしてほしいけども、そんなことはできないですね。

だから、これを軌道ベースに乗せるためには、やっぱり歴史というものがあると思うのです。5年、10年かかるのかなというふうに思うわけです。

それで、総論言っても仕方がないのですが、今回の1点目についての、早期に車両の往来ができる車道の確保が必要となりますということで、非常に無理だと。

当然、左右空かないですから。片方しか空かないから、今までからみると通行しづらいですね。

これは当然のことだと思います。

それで、先ほど言った点等々については、僕も漠然として言っているわけではなくて、再度更別村の方へ行って、細かくいろいろ勉強してきました。

その結果、今お話をしていることですが、この1点目の今言った部分については、ご存じのとおり、帯広と通行量は全然違いますよね。

大体更別とうちは似ているのですが、たまにすれ違ふということですから、すれ違ひが困難だとすれば、手前の方で待っていて、自動車をやってからまた行くとか、そういういづい部分というのは当然あると思うのです。

危険なところについては、やはり今まで通り、60キロで走っていたら交通事故起こるわけですから、車両が低速で走ることが現実だというふうに思うのですが、その1点目について、とりあえずどういうふうに理解されるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

早期に車両の往来ができる車道の確保が必要になるという件でございます。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） これまでも述べてきた通り、村の除雪の基本は、車が往来できる。片側1車線道路の早期の、8時までの通勤通学者に支障の出ない確保ということで、この間ずっと、何十年もやってきております。

そうした中で、村には村外にも通勤されている方が多く、この間移住されてきておりますし、多く住んでおります。

その方たちの足の確保ということもございまして、村の中にはそれぞれ朝ほとんどの方が車を使って通勤されている方もいらっしゃいます。

そういった中で、歩行者の安全も守るために、2車線の道路の確保と。

舗道の確保を8時までにはやっていくことが大切だというふうに考えて、これまでもずっとやってきているところです。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 8時までやるということですよ。

今の現状はそういう考え方でやる。

更別の場合はどうなのかということになりますと、具体的に、前回は話しましたが、舗道が両方にある。真ん中に相互に左右の車道がある。

まず、舗道の除雪をまず、本道の道路の片側に除雪をする。

こっちの本線の、右になるのかな、道路の雪を左側に置く。そしたら左側車線についてドーッと雪がたまるから排雪をする。

時間については、通常の雪であれば午後5時ぐらいまでかかるみたいです。

今、課長が言われるようなことでの、そのままの状態であれば、車、車庫から出るとき、こっち側にいる人、変わりますけども、今までよりは倍ぐらいになるところも中にはありますよね。あると思うのです。

だから、それについては、例えば、最後にはきれいになるけども、通勤早くて行く人については、現状を聞くと、スコップ持って行って、上っ面の、車が行くとできるような、雑にスコップでザツとはねながら、車、片側のところまで行ったら除雪してあるわけですから。

それで通勤をしていると。

そんなことで、最終的には、更別の方式では、通勤者については、通勤できないから休むのだという実態を聞いていませんし、いづれにしても通勤しているわけですから。

現状を聞くと、そういう状況でクリアしているみたいです。

ですから、今課長言うように、今まではこうだからこうだ。今度は、そういう面が不都合になるよと。それは当然ですよ。

私はそういうことで、その辺は理解しますけども、最終的には排雪がされるというメリ

ットがあるということです。

それから、2点目の交差点での安全な通行が確保ができないということですよね。

これについても同じで、全面除雪したよりも、片側ですから、ちょっと交差点は気を使って、多少広く開けるようですけども、今までから見ると狭いなということは現実に表れると思うのです。

だけど、現実を聞くと、乗用車が国道なりから入れないという状況ではないと。それが入れないということであれば、国道から市街の村道に入れられないわけですから、生活に支障があるのですが、それについては、乗用車入れないということはないという状況を聞いたのですが、そこら辺は調査の結果、どういう調査であったのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 2点目の交差点の安全の確保です。

実際に現地にも雪降るたびに、私段階で3回、担当段階で4回、5回と見に行っております。

雪の量にもよりますけども、交差点からの除雪、1車線片側しか空いていないために、こちらから入っていったときに、実際に私もありましたけども、相手側からは除雪なりそういう車が来ているときに、立ち往生をしたというような現状があります。

また、朝の早い部分には、片側しか開けていないために、交差点に入るときには、小さい車によっては亀の子状態で身動きが取れないような状況の車も実際に見てきております。

そうした中で、村においては国道が村の中心部を走っていて交通量が多い。

また、インター線、高速道路まで行っているインター線の通路も多い。

そんな中で、朝の通学通勤時には車の往来も多いということで、そちらからの交差点への入り込みなど、そういう部分にかなりの障害が出るかと考えています。

そういった意味で、安全の確保ができないと。

また、日中の排雪時においても、交通量が多い場合によっては、道道に出て、片側一時車を止めたり何なりというような作業性も十分に確保できないということで、ここに述べさせていただいております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 更別よりも国道、道道の路線が多いというのかな。そうかもしれませんが、更別も確かにあるわけですね。国道、道道かな。あるのかな。

その辺も私が聞きますと、確かに、今課長言うように、以前は全部はねていたけども、片側に雪があるために、安全確保ができないと。これは大変だという、言っていることは以前からの方法が変わったとすれば、そういう感覚に立ちますよね。

だけど、更別としては二十数年やってきていると。そういう実態からして、本当に安全が確保できなくて、いつもそこで交通事故起こしているとしたら、当然、そのところについては、多少広く、両方空けるという意味ではないけども、しているようですけども、全然安全確保が取れないという言い方ではなくて、先ほど冒頭私が言ったように、入れない状況にはなっていないよということですから、調査の仕方、向こうの経験のある町村が言っているから私は間違いないのかなというふうに聞いているのですが。

そんなような状況でございました。

それから、3点目の除雪機械の確保ということで、当然、除雪専用トラックの確保が必要となりますと。これは当然ですよ。

除雪のやり方、排雪の仕方が変わるわけですから、当然機械は変わると思うのです。

それも一気に、今年の冬から全部揃えるということは多大な額になるわけですから、私はそういうことは想定をしていないわけで、これも更別の方へ聞きますと、やはり当初は、非常に持っている機械でやっていますから、非常に苦労したことを言っていました。

最初は小型ロータリーしか持っていないといったかな。

それで一生懸命排雪をやったことも何年間もありましたと。現実そうですね。

それから、効率的というか、安くあげるためには、開発からロータリー車、あるいはまたグレーダー等を払い下げを受けて、そんなことも以前にはありましたと。

そういう経験を踏んで、二十数年経った状態で、今、かなり大きな大型のロータリー車ありますけども、そういう形の現在の姿になりましたと、こういう説明も受けていましたけども、ここで言う確保が必要となりますということは当然だと思うので、一気にお金が莫大にかかるということではなくて、そんな方法もあるのではなかろうかという私の考え方がありますが、そこら辺はいかがなものなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 議員のおっしゃるとおり、更別村では、二十数年前からこの方法を取り入れていって、それなりの除雪排雪に合わせた機械の整備を、村独自に努力して進めてきていると思います。

本村の場合も現状の除雪に合わせた機械の整備ということで、昨年も除雪ドーザーの入替をさせていただいております。

そういう形で、うちの村については、本村の除雪に合った機械をこれまでも入れてきておりますので、そういった意味で、現在の除雪方法が最適と考えて、機械の整備等進めてきているというところです。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ここで村長の考え方なども聞きたいのですが、担当課の考え方、前回は出ていますし、今も出ていましたよね。

それに対する私の再質問、再々質問かな。

私も先ほど言った通り、更別に行きまして、それぞれ勉強させていただきました。

そんなことで今、論議をして、実態はそういう状況で、およそ皆さんもおわかりになってきたのかなというような感じが、現状がわかったのかなというふうに私は思いたいのですが、ここで村長の考えも聞きたいのですが、やはり、担当課として現状のものを改革するという事になれば、僕は大変なことだと思うのですよ。

なかなか、こういうことだからできない、ああいうことだからできないということが当然、方法的に私は習うことだと思うのです。

だから、そこで、今、村長のリーダーシップが問われているわけで、私がしつこく言うのは、先ほども言った高齢化、核家族化。だから重機を借りて、やはり住みやすい快適な冬を過ごせるようにした方がいいのではないかということで、1年前、今回、さらにこういうことを申し上げているのですが、そういう意味で、今年の冬を、除排雪方法の元年ということで、ぜひ捉えていただいて、今年から全部なんていうことは私は申し上げません。提案したいのは、路線指定ですね。

そのことがとりあえずやれるところだと思うのです。

市街の中で。

そのことが1路線になるのか2路線なるのかちょっとわかりませんが、まず、そう

いうことでやってみるべきだと思うのですよ。

このことは完全に不可能なことではないと思うのです。

更別、隣でそういうことで今まで論議していたようなことの実態があるわけですから。

ぜひ、今のある機械でとりあえずそういう路線指定をして、1路線なのか2路線なのか僕はわかりませんが、そういう人たちのために、やはり除排雪の新しい元年と捉えて、村長の強いリーダーシップをまず基本的に決めていただければ、後は担当課の英知を絞った中での新しい改革は僕はできると思うのです。

やっぱり村長の決断がないから、担当課の方として、今のことでは無理だ。こういう不都合があるよ、ああいう不都合があるよということ、当然僕は出てくるの当たり前だと思うのですよ。

ぜひ、そんなことで、今年の冬、細かくは、1路線、2路線私はわかりませんが、モデル的な路線指定をしてやれば、きっとやっぱりこれはいい方法だという方法で、そのことを、5年かかるのか10年かかるのか私はわかりませんが、少しでも快適な冬、更別と同様な形をぜひつくってもらいたいものだなという気がしますが、そこら辺の村長としての考え方を聞きたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） それでは、今言われていることを聞いてということなのですが、まず、除雪の考え方が、隣の村をどうこう私は言いませんけども、先ほどから課長言っているように、いかに安全に早く、緊急時に対応できるかのために私はやっていると思うのです。

私も2回、1回はそれほど降っていないときに行きました。ちょうどやっていました。

それよりさらに降ったときも行きました。

街の中ほぼ全部見ました。

やっぱりちょっと異常だなというふうに感じました。夕方ですから。

まだ雪、言ったように半分あるのですね。

黒田議員の視点は、いわゆる高齢者も、一般の方ももちろん大変なのだろうと思うのですが、高齢者に視点当ててこの問題を、更別方式というのでしょうか。見習ったらどうかという質問されて、では、その辺の問題点の整理の掛け方、どうなのかということも判断もさせてもらって、この答弁もしていますし、先ほど、担当課、なかなか改革したくないというようなこともおっしゃっていましたが、そういう部分、ここがという意味ではないですよ。

ないのだとしたら、ちょっと打ち破ること私として、仕事としてしなければいけないと思う部分はあるのですが、このことについては、お互い見えてきて情報交換して、当然、議員も行かれましたけど、うちの職員が更別の担当にも行って、全て聞いてきた上で判断しています。

したがって、私は、今のうちの方法がベストとは思いませんけども、隣村の方法にうちが今変える必然性はないということで、はっきり判断をしておりますし、試験的などこうというのは、先があってやることですので、私としては、そのことについてもやるつもりはないということを明確にお答えしたいと思います。

以外のリーダーシップ取るところは取っていきたいと思いますけども、このことについては、私も同じ判断をしているということで答弁させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 村長の方からはっきり言われました。

非常に私としては残念だなという気がするわけですが。

素直に他町村でいいところについては、うちはできないのかなという姿勢というのかな。それは持つべきだと思うし、先ほど、今の答弁では、ちょっと更別の方法は異常だなと。

具体的にはちょっとわかりませんが。

それと、担当課に話したのは、改革したくないということではなく、改革できることは非常に、上からの基本方針というのかな、なければ非常に難しいことではないのかなということで私は述べたことです。

よりまして、村長、更別の方法はしないということですから、私はぜひいいところ組んでやってみるべきだと。

住民のためにということで、ちょっと平行線になったのですが、ぜひ、もう一度冷静に考えてもらいたいなというふうに思うのですが。

村長、副村長、あるいはまたスタッフも行って調査したということは、担当課長から聞いて、私もわかっております。

調査すればするほど、これはいい方法だなというふうに理解してくれるのではなかろうかということで、ちょっと期待しております。

最後に、何回言ってもどうにもなりませんけども、そういったようなことで、今年の冬、ぜひ、1路線でもいいですから、指定をしてやってもらいたいものだというのを、最後に村長の気持ちを聞いて、ずるずるやっても同じことになりますから、もう一度、考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですので、それに対する答弁をお願いします。

田村村長。

○村長（田村光義君） 先ほどちょっと触れましたけど、先に向けて、何かがあって、課題をやるがための解決としてのそういった一部実験的に指定ということであれば、その評価をしてという前へ向いていく、やはりそういうものでなければ、なかなかそういう指定を説明をしてやるということには私はならないと思いますので。

先ほどからの答弁の通り、そういった先を見てやるという考え方、現在持っておりますので、したがって、そういった試験的なことも取組まない考え方でございますので、再度答弁とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

これで全員の一般質問を終わらせていただきます。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じたいと思います。

平成24年9月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時39分